

平成29年第1回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成29年1月10日（火）

午後1時30分開会

801会議室

日程	議題
第1	会議録署名委員の指名
第2 代処第1号	小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程の代理処理について
第3 議案第1号	小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成29年度教育施策について
第4 議案第2号	小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について
第5 報告事項	1 平成28年第4回小金井市議会定例会について 2 小金井市スポーツ推進計画（案）のパブリックコメント募集について 3 その他 4 今後の日程 5 平成29年1月1日付け小金井市立学校副校長の人事異動について
第6 代処第2号	平成29年1月1日付け副校長の任命に係る内申の代理処理について

代処第1号

小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する
規程の代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は規程の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成29年1月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(写)

代 理 处 理 書

小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程（平成14年教育委員会規程第1号）の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり代理処理する。

平成28年12月27日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程（平成14年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第31号を第33号とし、第24号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、第23号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 介護時間 介時

第5条第1項中第22号を第23号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 配偶者同行休業 配休

付 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備 考
(カードの表示) 第5条 職員は、次の各号に掲げる区分に従い、カードにそれぞれ 相当の表示をしなければならない。 (1) (2) } 省略 (17)	(カードの表示) 第5条 職員は、次の各号に掲げる区分に従い、カードにそれぞれ 相当の表示をしなければならない。 (1) (2) } 省略 (17)	
<u>(18) 配偶者同行休業 配休</u>	<u>(18) 省略</u>	規定の追加
<u>(19) 省略</u>	<u>(19) 省略</u>	
<u>(20) 省略</u>	<u>(20) 省略</u>	
<u>(21) 省略</u>	<u>(21) 省略</u>	
<u>(22) 省略</u>	<u>(22) 省略</u>	
<u>(23) 省略</u>	<u>(23) 省略</u>	
<u>(24) 省略</u>	<u>(24) 省略</u>	
<u>(25) 介護時間 介時</u>	<u>(25) 省略</u>	同上
<u>(26) 省略</u>	<u>(26) 省略</u>	
<u>(27) 省略</u>	<u>(27) 省略</u>	
<u>(28) 省略</u>	<u>(28) 省略</u>	
<u>(29) 省略</u>	<u>(29) 省略</u>	
<u>(30) 省略</u>	<u>(30) 省略</u>	
<u>(31) 省略</u>	<u>(31) 省略</u>	
<u>(32) 省略</u>		
<u>(33) 省略</u>		
2 省略	2 省略	
付 則 この規程は、平成29年1月1日から施行する。		

議案第 1 号

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成 29 年度教育施策について

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成 29 年度教育施策を別紙のように定める。

平成 29 年 1 月 10 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成 29 年度教育施策を定めるため、
本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

(平成 20 年 1 月 24 日 小金井市教育委員会決定)

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

そのために、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子どもたちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成24年2月14日 小金井市教育委員会決定)

平成29年度教育施策

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するための「第2次明日の小金井教育プラン」・「第3次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

1 知育・德育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

(i) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する問題解決型の学習を取り入れることで思考力・判断力・表現力等の育成を図る。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。

(ii) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために全教員が外部講師等を招いた研究授業に取り組む。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。

(iii) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を展開するために、年間指導計画の充実、授業改善推進プランの作成・活用、児童・生徒による授業評価の実施、授業公開の充実を図る。

(iv) 学習指導要領に基づいた年間指導計画の適正な作成と実施及び評価の実施、教員の授業力向上に関する研修の充実を図る。

イ 学校における個別学習支援の充実

(i) 学生ボランティアや地域の教育資源等を活用し、授業の指導補助、放課後や夏季休暇等の補助学習を実施する等、確かな学力の定着を図る。

(ii) 東京学芸大学と連携して放課後等の学習指導員等を確保し、補充学習と個別学習支援の充実を図る。

ウ 家庭学習の充実

(i) 学校と家庭が連携して家庭学習の習慣化を図るとともに、宿題や予習・復習などの学習課題の充実を図る。

(ii) 家庭学習のすすめや保護者向け資料「ハートコンタクト」を作成し、家庭での学習習慣の確立やそのための方法等についての啓発を図る。

エ 情報教育の充実・教育の情報化

- (1) 家庭・地域との連携の下、ＩＣＴ機器の正しい使い方やインターネットやＳＮＳ等の利用に関するモラルやマナーを身に付けるための情報モラル教育の充実を図る。
- (2) 授業において、効果的にＩＣＴ機器を活用することで、児童・生徒の情報活用能力を高めるとともに、学習内容への興味関心を引き、わかりやすい授業を展開する。また、教員研修の充実を図る。

(2) 心の教育

ア 人権教育の充実

- (1) 教育活動全体を通じて、人権尊重の理念の定着を図るために人権教育を一層推進し、偏見と差別のない望ましい人間関係を確立する。
- (2) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。「いじめのないまち小金井宣言」の実現に向け、小金井市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、学校と家庭、地域社会が連携し「いじめを絶対に許さない」ことを児童・生徒の心に浸透させる。
- (3) 小金井市子どもの権利に関する条例のリーフレット、人権教育プログラム（東京都教育委員会）等を活用し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、鋭い人権感覚を身に付けた自立した個人を育てる教育を推進する。
- (4) 小金井市男女平等基本条例の男女両性の本質的平等の理念に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重されることを児童・生徒に理解させ、その具現化を図る男女平等教育を推進する。

イ 豊かな心の育成

- (1) 児童・生徒が、自他をいつくしみ、かけがえのない生命や自然を大切にする等、思いやりの心を育み、人間性豊かに成長できるよう心の教育の充実を図る。
- (2) 児童会・生徒会が主体となって、道徳心や公共心、礼儀正しく生活できる力が育つような校内の取組を推進する。
- (3) 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、その歴史や意義を学んだり、我が国と世界の国々の歴史や文化、習慣等を体験したりすることで、進んで平和な社会の実現に貢献しようとする児童・生徒を育成する。
- (4) 家庭や地域と連携した道徳教育の推進や道徳授業地区公開講座の充実を図り、社会の一員としての自覚を高め、規範意識を育む教育

を推進するとともに、郷土小金井を愛し共に生きる子供を育成する。

ウ 教育相談の充実

- (7) いじめや不登校、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができる学校の組織体制の構築、強化を推進するとともに、教員研修の充実を図る。
- (8) 児童・生徒が抱える多様な課題等の対応に当たっては、状況に応じて関係機関等との連携を図りながら、組織的な対応の充実に取り組む。
- (9) 不登校等の課題に対応するため、スクールカウンセラーを学校の生活指導や教育相談組織の中で活用することで、学校の教育相談機能を充実させる。また、教育相談所、もくせい教室及び他の相談機関との連携を深め、児童・生徒等に対する教育相談体制の充実を図る。
- (10) スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを活用することで、児童虐待や家庭の状況等に起因する問題行動等の未然防止、早期発見及び改善を図る。

エ 社会貢献精神の育成

- (7) 社会の一員としての自覚を高め、規範意識等を育むために、教育計画に基づき、教職員の適切な指導のもと、社会体験活動やボランティア活動等の充実に努める。
- (8) 職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、子供たちの生き方指導や進路に関する指導の充実を図る。

オ ふるさと教育の推進

- (7) 日本や世界の伝統・文化に触れる異文化教育や小金井市に由来する人物、風土、環境等を学ぶふるさと教育を通じて、多様な文化や郷土に対する理解を深めるとともに、国際的視野を広める教育を推進する。
- (8) 児童・生徒及び教員が、郷土の自然や人、社会や文化、産業と触れ合う機会を充実させ、ふるさとのよさの発見や愛着心を育むために、積極的に地域と関わる。

(3) 健康教育

ア 食育の推進

食育リーダーによる指導方法の研究を行い、食育を推進する。新入生に食育リーフレットを配布することで、家庭における食生活の大切

さの理解向上を図る。また、給食では、地場野菜を活用し、和食献立を充実させる。

イ 児童・生徒の体力向上

- ⑦ 東京オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動を通して、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しみながら、体力の向上を図る。
- ⑧ 体力向上推進委員会による児童・生徒の体力調査の実施、分析とともに体育的活動の改善に努め、体力のさらなる向上を図る。
- ⑨ 関係機関と連携した保健教育を推進し、健康で安全な生活を送る能力や態度の育成を図る。

(4) 福祉教育

心のバリアフリー事業の推進

- ア 障害のある人との交流活動や福祉体験活動等に取り組み、自他を尊重する心や障害についての理解教育の充実を図る。
- イ 障害のある人との相互理解を深め、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶための交流教育の充実や副籍制度に基づいた交流及び共同学習を推進する。

(5) 特別支援教育

特別支援教育の充実

- ア 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた多様な学びの推進に向け、巡回相談、専門相談、校内委員会を充実させる。
- イ 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた指導、支援の充実に向け特別支援教室の設置や効果的な活用、合理的配慮の提供等についての研究を推進する。
- ウ 特別支援教育にかかわる教員の資質、能力を高めるために、特別支援学級設置校長会、特別支援学級推進委員会、特別支援教育研修会を充実させる。
- エ 特別支援教育支援員を配置し、学校における学習支援や日常生活上の介助等を含め、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を一層充実させる。
- オ 特別な支援を必要とする子供のライフステージに応じた効果的な支援を実現するために、特別支援教育研修会や市民等を対象とした講演会の開催、関係する福祉担当部局と連携することで、支援体制の充実を図る。

2 教育環境の整備

(1) 地域連携

学校地域連携の推進

ア 校長のリーダーシップのもとに、学校の自主性と自律性を確立し、

学校、家庭、地域と連携・協力した特色ある教育活動を推進することで各校の教育力の向上を図る。

イ 小金井市公立学校運営連絡会による保護者や地域住民の参画や積極的な授業公開の実施等、開かれた学校づくりを一層推進する。

ウ 学校評価に基づき、学校の教育活動を積極的に保護者や地域住民に説明し、効率的で透明性の高い学校運営を推進する。

エ 全校で地域や大学等との連携を深め、地域・外部の人材等を活用した学校支援体制の整備の充実を図る。

オ 保護者や地域住民との一層の連携を図り、登下校時の見守りや、スクールガードの取組を推進し、通学路や学区内での児童・生徒の安全確保に努める。

(2) I C T 環境の整備

I C T 機器の整備

P C 教室の台数・機器の更新を検討し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、次期学習指導要領に向けた I C T 教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設

学校施設整備の推進

ア 学校教育の質的向上を図るために、施設・設備及び教育機器等の教材・教具、図書等を充実させるとともに有効活用に努める。

イ 安全・安心な教育環境整備づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1) 生涯学習の推進

ア 市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、文化・スポーツに親しみ、その成果を地域社会の活動に反映できるよう第3次小金井市生涯学習推進計画に沿って施策の推進に努める。

イ 学校、家庭、地域がその役割と責任を自覚し、相互に連携協力して地域全体で教育力を高める活動を推進する。

ウ 地域の貴重な資源である大学、文化施設、N P O 等市民団体と連携

して生涯学習施策を推進する。

エ 退職前後の中高年層を対象として、学習の機会や情報を提供し、地域活動への参加を推進する。

オ 市民の学習活動に資するため、市報やホームページ等を活用し、積極的に情報提供に努める。

(2) 青少年教育の推進

ア 家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実を図る。

イ 子供たちの安全安心な居場所づくりとして、学校、家庭、地域と一体となって実施している「放課後子ども教室」事業の充実を図る。

ウ 清里山荘指定管理者と連携し、青少年が豊かな人間関係や社会性を育んでいくことができるよう、自然体験教室、ふれあい体験教室等多くの体験活動の機会を提供するとともに、自然や科学に対する関心を深め、創造性豊かな青少年の育成に努める。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 幼児期から高齢者までの市民が、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の場を提供し、健康・体力づくりを推進する。小金井市スポーツ推進計画を、スポーツ関係団体や市民と協働して推進する。

イ 楽しむスポーツから競技スポーツまで、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ団体の活動を支援する。

ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ スポーツ・レクリエーションの普及のため、スポーツ団体と連携して、指導者の育成・派遣等の指導体制の充実を図る。

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

ア 貴重な文化遺産を後世に継承していくため、埋蔵文化財の調査・保存・市指定文化財の保存及び郷土芸能の伝承を支援していくとともに、文化財センターの機能の充実を図る。

イ 市民の郷土に対する理解を深め、市勢発展に資するため、「小金井市史」資料編・通史編を「小金井市史編さん年次計画」に基づき、順次刊行する。

ウ 市民が生涯を通じて、地域の歴史や文化財に親しむことができるよう、文化財等の解説や学習団体の支援の充実を図る。

エ 史跡玉川上水、名勝小金井（サクラ）の整備活用を通して、東京都及び市民団体と協働してヤマザクラ並木の歴史的景観を復活させる等、

協働のまちづくりを推進する。

(5) 公民館の充実

- ア 誰もが気軽に立ち寄り、共に学び、共にふれあう身近な公民館運営に努める。
- イ 公民館運営に公民館運営審議会委員、企画実行委員の他、市民参加を図り、関連諸機関や市民団体とも協働して充実を図る。
- ウ 事業の実施には、地域社会との連携に努め、団体・サークルやNPO法人等の諸機関・諸団体とも協力して充実を図る。
- エ 主催講座については、地域的・今日的な課題、心豊かに生きることのできる学びの充実を図り、市民の自主的・自発的な学習活動の推進を支援する。
- オ 市民の学習活動に機材・教材を提供し、活動の場の環境整備に努める。
- カ 広報活動に市民も参加し、情報の提供に努める。
- キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、時代にふさわしい公民館の在り方について市民を交えて検討する。

(6) 図書館の充実

- ア 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「なんでも」利用できる図書館運営に努める。
- イ 「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」に基づき、図書館施策を推進していく。
- ウ 子供の読書活動推進のため、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」に沿って施策の推進に努める。
- エ 図書館の利便性向上のため、市民用インターネット端末の設置、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用ICタグの導入などのICT化推進について検討を進める。
- オ 将来の生涯学習の充実と発展を図るため、市民ニーズに沿った中央図書館の整備も含め、図書館の在り方について市民を交えて検討する。

(7) 社会教育施設の整備

- ア 市民の学習・文化活動及び集会の場として、施設の整備充実を図る。
- イ 市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、施設の整備充実を図る。
- ウ 公民館、図書館、体育館、学校など既存施設の有効活用を積極的に推進する。
- エ 震災の経験を踏まえた施設のあり方を検討する。

教育施策 新旧対照表

平成29年度	平成28年度	備考
<p>小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するための「<u>第2次明日の小金井教育プラン</u>」・「<u>第3次生涯学習推進計画</u>」に基づき、総合的に教育施策を推進する。</p> <p><u>1 知育・德育・体育の推進</u></p> <p>(1) 学力の向上</p> <p>ア 教員の授業力向上</p> <p>イ 学校における個別学習支援の充実</p> <p>ウ 家庭学習の充実</p> <p>エ 情報教育の充実・教育の情報化</p> <p>(2) 心の教育</p> <p>ア 人権教育の充実</p> <p>イ 豊かな心の育成</p> <p>ウ 教育相談の充実</p>	<p>小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するための「<u>明日の小金井教育プラン</u>」・「<u>第3次生涯学習推進計画</u>」に基づき、総合的に教育施策を推進する。</p> <p>1 小金井らしさの醸成</p> <p>(1) 特色ある教育</p> <p>(2) 人権教育</p> <p>(3) 社会貢献活動</p> <p>(4) 伝統・文化理解教育</p> <p>(5) 体験活動</p> <p>(6) 福祉教育</p> <p>(7) 家庭教育</p> <p>2 知育・德育・体育の推進</p> <p>(1) わかる・できる・活かす授業</p> <p>(2) 読書活動と学校図書館</p> <p>(3) 情報教育</p> <p>(4) 理科教育</p> <p>(5) 道徳教育</p> <p>(6) 体力の向上</p> <p>(7) 特別支援教育</p>	

平成29年度	平成28年度	備考
<u>エ 社会貢献精神の育成</u> <u>オ ふるさと教育の推進</u> <u>(3) 健康教育</u> <u>ア 食育の推進</u> <u>イ 児童・生徒の体力向上</u> <u>(4) 福祉教育</u> <u>心のバリアフリー事業の推進</u> <u>(5) 特別支援教育</u> <u>特別支援教育の充実</u>		
<u>2 教育環境の整備</u> <u>(1) 地域連携</u> <u>学校地域連携の推進</u> <u>(2) I C T 環境の整備</u> <u>I C T 機器の整備</u> <u>(3) 学校施設</u> <u>学校施設整備の推進</u>	<u>3 教育環境の整備</u> <u>(1) 新しい学校評価</u> <u>(2) 情報環境</u> <u>(3) 教育相談・適応指導</u> <u>(4) 学校施設</u>	
<u>3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興</u> <u>(1) 生涯学習の推進</u> <u>(2) 青少年教育の推進</u> <u>(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進</u> <u>(4) 文化財の保存と啓発活動の推進</u> <u>(5) 公民館の充実</u> <u>(6) 図書館の充実</u> <u>(7) 社会教育施設の整備</u>	<u>4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興</u> <u>(1) 生涯学習の推進</u> <u>(2) 青少年教育の推進</u> <u>(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進</u> <u>(4) 文化財の保存と啓発活動の推進</u> <u>(5) 公民館の充実</u> <u>(6) 図書館の充実</u> <u>(7) 社会教育施設の整備</u>	

議案第2号

小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について

小金井市文化財保護条例第39条に定める小金井市文化財保護審議会委員(第6期)追加委員を別紙のとおり委嘱する。

平成29年1月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市文化財保護審議会委員の現職委員の中には不在である、植物学専門の学識経験者を新たに追加委員として委嘱するため、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市文化財保護審議会委員（第6期）追加候補者

任期 自：平成29年2月22日

至：平成30年5月10日

氏 名	専門分野	職業等
いいな とよかつ 椎名 豊 勝	植物学	樹木医

平成 28 年第 4 回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

1 「日曜議会」分・学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容
1	中山 克己議員	自由民主党 小金井市議団	<p>市内小中学校の急激な児童生徒の増加への対策について。 市域内の人口動向や児童生徒数の将来予測を踏まえた対策は今から必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内小中学校の急激な児童生徒数について現状認識は。 ○市内小中学校の児童生徒数の将来予測は。 ○児童生徒数の将来予測を踏まえた対策の必要性について市の見解は。 ○児童生徒数の急激な増加に対する対策は今から着手する必要がある。是非とも対策をお願いしたい。
2	遠藤百合子議員	自由民主党 小金井市議団	<p>小中学校の雨漏りの現状を把握し、早急の修繕を</p> <p>全学校校舎の耐震工事が終了し、非構造部材の耐震工事も進む中、各学校の雨漏り対策をする必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第四小学校の現況を拝見させて頂き、緊急の雨漏り対策が必要と強く感じているが、対応は ○各学校の雨漏り状況に応じ、緊急性が高いと判断される学校から随時対応していかないか ○東京都への予算要望の現状は
3	森戸 洋子議員	日本共産党 小金井市議団	<p>厳しい経済状況の下、市民の負担の軽減を</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校給食費の値上げをやめ、負担の軽減を
4	林 倫子 議員	生活者 ネットワーク	<p>学校施設の長寿命化計画策定について改めて問う</p> <p>平成 32 年度までに策定予定の学校施設の長寿命化計画だが、市の人口は微増傾向が続いている。また、学校によって児童生徒数に大きなばらつきがあることを考え合わせると、計画策定にあたっては、まず学区域の見直しをしていく必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学区域の見直し検討委員会が立ち上がりなかった理由はなにか ○学区域の見直しについて、現在の市の考え方（必要性、検討期間、市民参加） ○実は 4 年後では遅い。雨漏りの被害が深刻な中、計画策定のスケジュールをどのように考えるか
5	田頭 祐子議員	生活者 ネットワーク	<p>かまどベンチを活用して防災力・地域力を高めよう ~地域の学校や公園にかまどベンチを設置し、防災・助け合いのまちづくりへ~</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の公園や小中学校のグランドなどにカマドベンチを設置して、防災訓練や平時の地域イベントに活用しないか

2 「日曜議会」の残時間分・学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容
1	紀 由紀子議員	小金井市議会 公明党	<p>子どもたちに赤ちゃんの持つ生きる力や育つを感じてもらい、自分が大切な存在であると自己肯定感につながる赤ちゃん触れ合い授業を行わないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○赤ちゃん触れ合い授業を行わないか
2	遠藤百合子議員	自由民主党 小金井市議団	<p>小中学校におけるパソコン及びタブレット授業の推進を東京都並びに国の補助を受けた授業を行ってきている。今後、市としてはどの様にしていくのか市の方針を問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校の取組状況は ○高市早苗大臣の訪れた前原小学校での現状と今後 ○市独自の補助を考えないか ○子どもたちの「観る・聴く・書く・考える・話す」など、人として最も大事なコミュニケーション能力向上を育む事をまず第一に進めていっていただきたいが、市の考え方は

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容
3	片山 薫 議員	緑・市民自治 こがねい	<p>義務教育なのに、なぜお金がかかるのか。保護者負担の実態調査と就学援助の必要性を問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制服代の各校比較をするべきではないか。今の時代にあった制服リサイクルの仕組みを。新しくデザインを変える時の販売店等関係者の負担はどのようなものか。 ○給食費の値上げの根拠と必要性はなにか。値上げ分は就学援助での給食費負担で相殺されるのではないか。 ○就学援助の認定倍率引き下げによる影響を詳細に調査すべきではないか。
4	湯沢 綾子議員	自由民主党 小金井市議団	市長は就任直後、施政方針に関する私の質問に対し、「学校給食に地場野菜の活用を図る」と明言した。その後も繰り返し積極的な答弁をされておられるが、今後の具体的な取り組みを問う。
5	林 倫子 議員	生活者 ネットワーク	<p>「恩師に会える学校」であり続けるために市ができることと何か</p> <p>11月22日の総合教育会議の締めくくりのあいさつで市長が語った『「恩師に会える学校」であり続けてほしい』という希望を叶えるための方策について伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の異動権限を持つのは都教育委員会。教員や市教育委員会の意向はどこまで反映されるのか。 ○「卒業したら、中学校への出入り禁止」となっている学校があると聞くが、卒業生の対応として不適切ではないか。 ○不登校になった原因として、先生との関係をあげる児童生徒もいる。市では、不登校対策のモデル事業に取り組んでいるところだが、あくまで本人に寄り添い、本人の意思を尊重すべきである。過度に登校を促すべきではないと考えるが、見解を問う

3 「日曜議会」の残時間分・生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容
1	吹春やすたか議員	自由民主党 小金井市議団	<p>小金井市消防団の団員募集活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成人式において小金井市消防団の団員募集を行わないか。 ○小金井市の魅力発信について ○市内施設に「ボルダリング」設備を設置し新たな魅力と発信できないか。
2	小林 正樹議員	小金井市議会 公明党	<p>高齢者がお元気で暮らせる為の工夫をしないか</p> <p>高齢の方々が元気に生活する事で、介護の負担を軽減し、医療費も削減する事につながる。小金井市として、自発的に健康維持に取り組める取り組みを、包括的に行わないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全にウォーキングができ、樹木の根も守れるよう、玉川上水の緑道に伐採した「櫻のチップを敷き詰め」ないか ○楽しく運動できる「ウォーキングサイン」を整備しないか ○文字が読みやすいよう、公民館の学習室を「適正な明るさに整備」しないか
3	渡辺ふき子議員	小金井市議会 公明党	<p>観光まちづくりの観点から「さくら」の保護育成を強化しないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○玉川上水のサクラについては小金井市が責任を持って保全すべき。 ・小金井市が誇る観光の中心であり、利用するだけでなく管理保全すべき。
4	水上 洋志議員	日本共産党 小金井市議団	<p>福祉会館、公民館、市庁舎建設について問う-その2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館の建設についてしっかりと対応すべきである
5	林 倫子 議員	生活者 ネットワーク	<p>放課後子ども教室と学童保育所、双方が充実するために市がやるべきこととは</p> <p>11月16日開催の子ども子育て会議に「事業計画変更における量の見込みと確保の内容」が示され、一体型放課後子ども教室を実施していく旨の記載がある。放課後子ども教室と学童保育所は事業の趣旨も大きく違い、また、運営もボランティアの力に大きく頼っていることから、学童保育の代替とはなりにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業計画見直しにいたるまでの検討はどのように行ったのか ○放課後子どもプラン運営委員会での検討状況は ○市が目指す放課後子ども教室の方向性や到達点は示しているか ○学童利用者の反応は ○放課後子ども教室、学童保育の実施者、利用者双方が同じテーブルにつき、意見交換するところから始めるべき

※ 「日曜議会」分・生涯学習部はありませんでした。

小金井市スポーツ推進計画（案）に対する意見募集

市では、スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するため、小金井市スポーツ推進計画（案）を策定しましたので、小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、市民の皆さんのお意見を募集します。

- 施策名称 小金井市スポーツ推進計画（案）
○対象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所もしくは事業所を有する法人又はその他の団体
○提示期間 平成28年12月26日（月）～平成29年1月25日（水）
○検討結果の公表等

平成29年2月（予定）。寄せられた意見等は、原則として住所・氏名等を除き公開させていただきます。また、意見等に対する個別的な回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容並びに検討結果及びその理由を公表します。

なお、個人情報、第三者を誹謗中傷するもの又は施策案に直接関係のないものに対しては、公表しない場合があります。

また、賛否の結論だけを示したものについては、検討結果、市の考え方等は示しません。

- 配布場所等 計画（案）は、生涯学習課（市役所第二庁舎7階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、栗山公園健康運動センター、図書館（本館）、保健センター、障害者福祉センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

- 提出方法 住所（事務所の所在地）・氏名（団体名及び代表者名）・施策名称を明記し、直接又は郵送、ファクシミリもしくは市ホームページ専用フォーム（「メールでの提出はこちらから」をクリックすると市ホームページ専用フォームが開きます。）で次の提出先へ送付してください。

なお、匿名での提出はできません。

また、原則として日本語によることとしますが、他の言語での提出の際は、日本語訳も送付してください。

用紙は、市ホームページからもダウンロードが可能です。
※市ホームページ専用フォームは、お使いのパソコン等の動作環境により使用できない場合があります。その際は、電子メール本文に必要事項を明記し、次の提出先へ送付してください。

なお、添付ファイルのあるものは、受付できませんので御注意ください。

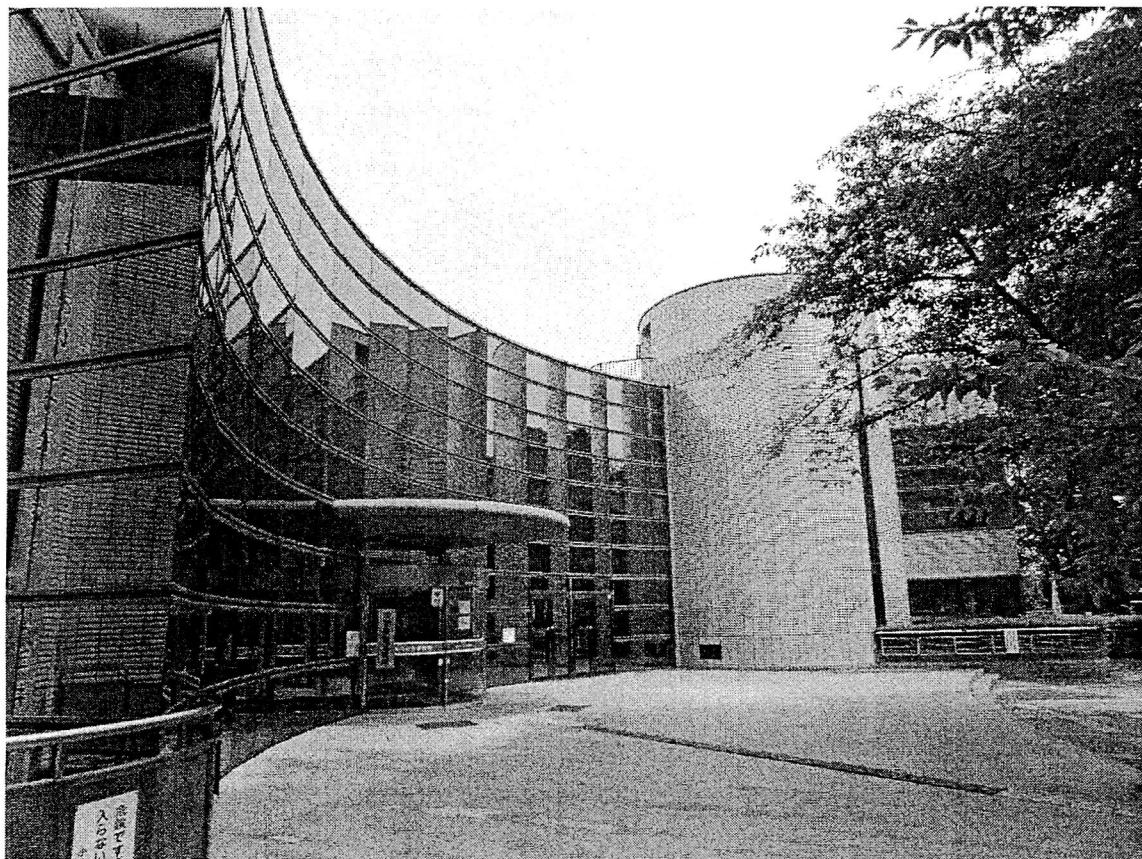
○提出・問合先 小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課スポーツ振興係
〒184-8504（住所不要）

（電話）042-386-2462

（FAX）042-383-1133

（電子メール）k020201@koganei-shi.jp

小金井市スポーツ推進計画（案）



平成29年 月
小金井市教育委員会

目 次

第1章 小金井市スポーツ推進計画の概要

1 策定の趣旨及び位置付け	1
2 計画の期間	1

第2章 スポーツ推進の意義とスポーツを取り巻く動向

1 スポーツ推進の意義	1
2 スポーツを取り巻く動向	2
(1) 国の動き	
①スポーツ基本法	2
②スポーツ基本計画	2
③スポーツ庁の創設	3
(2)東京都の動き	3
(3)小金井市の動き	3

第3章 計画の基本的な考え方

(1)基本理念	4
(2)基本目標と成果目標	4
○ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	4
○スポーツ・運動を通した健康づくり	4
○スポーツ環境の充実	5
○競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上	5
【計画最終年度における成果目標】	5

第4章 小金井市のスポーツの現状と課題

1 小金井市のスポーツ環境	6
(1)体育施設	6
(2)スポーツ施設の管理・運営	6
(3)スポーツ・運動を通した健康づくり	7
(4)青少年スポーツ	7
(5)高齢者スポーツ	7
(6)障がい者スポーツ	8

第5章 基本目標を達成するための具体的な施策

1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	8
------------------------	---

(1)子どものスポーツ活動への参加促進	8
(2)成人向けスポーツの推進	8
(3)高齢者スポーツの推進	9
(4)障がい者スポーツの推進	9
2 スポーツ・運動を通した健康づくり	9
(1)健康の維持・増進をするために	9
(2)子どもが気軽にできるイベント等の実	10
3 スポーツ環境の充実	10
(1)だれもが気軽に参加できる各種事業の推進	10
(2)スポーツ設備の整備	10
4 競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上	10
5 施策の実現に向けた推進体制	11
(1)教育委員会の役割	11
(2)スポーツ推進委員協議会の役割	11
(3)公益財団法人「小金井市体育協会」の役割	11
(4)特定非営利活動法人「黄金井倶楽部」の役割	11
(5)指定管理者の役割	12
(6)スポーツ推進の連携図	12
資料編	13~37

第1章 小金井市スポーツ推進計画の概要

1 策定の趣旨及び位置付け

小金井市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法（平成23年8月施行）第10条の規定に基づき、国のスポーツ基本計画（平成24年3月）を参照し、東京都スポーツ振興計画（平成25年3月）、東京都障害者スポーツ振興計画（平成24年3月）を参考に、小金井市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を定める計画として教育委員会が策定します。また、第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）、第3次小金井市生涯学習計画（平成28年度～平成32年度）などの市の上位計画の内容を踏まえたものとしています。

2 計画の期間

計画期間は、平成29年度を初年度とし平成32年度を最終年度とした4年間とします。

※第4次小金井市基本構想・後期基本計画、小金井市第3次生涯学習推進計画の計画年度に合わせることとします。

第2章 スポーツ推進の意義とスポーツを取り巻く動向

1 スポーツ推進の意義

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されてなければならない。」と国の責務を述べています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、スポーツに対する市民の意識は高まってきており、積極的にスポーツを推進していくことが望まれています。

市民が地域でスポーツ活動を実践することにより、相互のふれあいと親睦が深まり、地域の活性化やまちづくりにつながっていきます。また、自身の健康の保持・増進、体力の向上、生きがいづくり、自己実現に寄与できます。さらには、各学校における体育等の授業や部活動も含め、青少年がスポ

ーツ活動に取り組むことで健全育成につながっていきます。スポーツ活動によって、これら多くの効果が期待されるため、市として、スポーツへの取組みを推進していく必要があります。

2 スポーツを取り巻く動向

(1) 国の動き

① スポーツ基本法

スポーツ振興法が昭和36年に制定されて以来、50年が経過したこと为契机として、平成23年8月に、スポーツ基本法が施行されました。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とし、「スポーツ権」を定義しています。また、国及び地方公共団体の責務、並びにスポーツ団体の努力義務等も明らかにしました。

② スポーツ基本計画

スポーツ基本法第9条の規定を受けて、平成24年3月にはスポーツ基本計画が策定され、その中で、スポーツ推進の方針として、次のように示されています。

《今後、10年間を見通したスポーツ推進の基本方針》

- 子どものスポーツ機会の充実
- ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の誘致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- スポーツ界の好循環の創出（地域から育ったスポーツ選手が地域のスポーツ推進に寄与すること）

《今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策》

- 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 若者のスポーツ参加機会の充実、高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

- 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の誘致・開催を通じた国際交流・貢献の推進
- ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツの連携・協働の推進

③ スポーツ庁の創設

国は、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備やスポーツ行政を一元的に担うための組織「スポーツ庁」が平成27年10月に創設されました。

(2) 東京都の動き

東京都では、平成22年7月に、障害者スポーツや高齢者スポーツなど、これまで複数部署で担当していたスポーツ施策を一元化して進めるためにスポーツ振興局を設置しました。また、平成23年4月からは、有明コロシアムなどの各局で所管していた大型スポーツ施設を、スポーツ振興局へ移管し、これにより、スポーツ行政を総合的にかつ一体的に推進する体制となりました。

平成24年3月には、「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定し、その後、平成25年3月には「東京都スポーツ推進計画」を作成しています。更に、2020年に開催予定の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の実施に向けて、オリンピック・パラリンピック準備局を設置しました。平成26年12月には、「東京都長期ビジョン」を策定し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた多岐にわたる取組みや、オリンピック・パラリンピックのレガシーを明らかにし、少子高齢・人口減少社会の到来や防災面での諸課題の解決への道筋を示しました。

(3) 小金井市の動き

市では、第3次小金井市生涯学習推進計画(平成28年3月策定)の中で、重点プロジェクトとして「活動の場（スポーツレクリエーション、図書館、公民館）の充実」、「高齢者の生きがい・介護予防の充実」、「スポーツレクリエーション活動の推進」等で施策の展開を行っています。

平成18年7月には、スポーツに馴染みのない市民への取組を支えるため、身近なスポーツの入門編ともいえる参加型のスポーツ団体である、総合型地域スポーツクラブ特定非営利活動法人「黄金井俱楽部」が創設されました。

平成25年には、第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」では、総合体育館でバスケットボール競技、東京都立小金井公園弓道場で弓道競技が行われました。

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「豊かな生涯をスポーツとともに」

競技スポーツや日常的に運動行っている方から、あまり得意ではないけれど、見るのは好きといった方、時間がなかなかとることができなかったり、激しい運動はできないといった方など様々な方がいます。こういった方に合うよう、スポーツ、運動を幅広いものとしてとらえ、あらゆる方に暮らしの中にさまざまな形でスポーツを取り入れていただき、生活の豊かさが向上するよう、だれでも、いつでも、どこでもスポーツに気軽に親しむことができ、仲間づくりを通して、楽しく、元気な地域が広がっていくことを目指していきます。

(2) 基本目標と成果目標

○ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

幼児期から高齢者におけるライフステージの違い、また、障がいの有無によって、スポーツに期待すること（健康、気分転換、競技力向上など）は様々です。「だれでも、いつでも、どこでも」市民が主体的に、生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。

○スポーツ・運動を通した健康づくり

生活習慣病を予防し、健康を保持・増進するためには、日頃から定期的にスポーツや運動をする習慣づけを行う必要があります。また、子どものころからスポーツや運動を行うことは、身体の形成や体力の向上に大いに

役立ちます。スポーツや運動が苦手な子どもにとっては、運動の楽しみや達成感を知らずに過ごしてきたことが理由として挙げられます。そこで、誰もが気軽に参加できるイベント開催を推進していきます。

○スポーツ環境の充実

スポーツは、人と人の交流等を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人々がいきいきと暮らすことのできる、元気な街づくりへと繋がっていきます。小金井市には緑豊かな公園と学校（高校・大学等）があり、連携・協力していくことで、「だれでも、いつでも、どこでも」スポーツ活動に親しめる環境づくりを推進していきます。

○競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上

市民全体のスポーツ参加への広がりを土台に、競技性の高い障がい者スポーツも含めたスポーツにおいて、ジュニアも視野に入れた選手の育成、競技スポーツの技術レベルの向上に向け、支援していきます。

【計画終了年度における成果目標】

東京都は、「スポーツ政策調査研究」報告書（平成23年、文部科学省）から作成した、スポーツ実施率の平成24年の現状値が53.9%で、平成32年には70%を目標としている。オーストラリアが69.5%でトップとなっているレベルを上回る目標として掲げています。

小金井市民のスポーツ実施率（成人で週1回1～2回以上スポーツを実施した割合）を現状の59.4%（平成27年度スポーツ実施率等調査）から、65%に向上させることを目標としました。

※第4次小金井基本構想・後期基本計画が平成28年度から平成32年度の5年間であることに対して、スポーツ推進計画が平成29年度からの4年間の計画年であることから、東京都の70%と比して65%としました。

59.4%

平成32年度には

65%

計画最終年度

第4章 小金井市のスポーツの現状と課題

1 小金井市のスポーツ環境

(1) 体育施設

市のスポーツ施設は、屋内施設として「総合体育館」、「栗山公園健康運動センター」、「一中クラブハウス」があり、野外施設として、「上水公園運動施設」、「テニスコート場」（小平市上水南町）があります。

プール施設は、総合体育館及び栗山健康運動センターに温水プールとして設置しています。

総合体育館・栗山公園健康運動センターの過去3年間の利用推移 (人)

施 設	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総合体育館	283, 272	286, 766	314, 991
栗山公園健康運動センター	114, 046	115, 307	110, 731
合 計	397, 318	402, 073	425, 722

総合体育館は平成元年4月、栗山公園健康運動センターは平成6年10月に開設され、総合体育館は平成23年度から5年間の実施計画による大規模改修を行いましたが、老朽化による修繕等は、毎年発生している状況です。栗山健康運動センターについても、今後、計画的な改修が必要となります。また、野外施設については住宅街にあり、近隣住民との相互理解を得ながら運営していきます。また、体育施設は市内中央部から北側にあり、市内南部にはスポーツ施設が不足している状況も今後、市の公共施設等総合管理計画や社会経済状況等を踏まえながら、検討していく必要があります。

(2) スポーツ施設の管理・運営

総合体育館、栗山公園健康運動センターは平成21年から指定管理者制度を導入し、現在に至っています。指定管理者制度導入後は、利用者増加に向け、指定管理者の自主事業等が実施され、市民サービスの向上が図られています。年々公益使用件数が多くなり、指定管理者の自主的な事業運営が制限されてきている状況に対して、一定のルール化が求められています。また、スポーツ・運動施設の利用に際して、有料化されていない施設については、

平成27年度に行ったスポーツ実施率等調査の中でも有料化に対して、「今までよい」が33.3%であったことから、受益者負担の均衡化を考慮し、今後、有料化導入の検討が必要とされています。

(3) スポーツ・運動を通した健康づくり

近年、健康志向の高まりに伴い、競技性を有するスポーツからウォーキング、ジョギング、水泳等の有酸素運動やレクリエーション的なヨガ、ピラティス、ストレッチの活動が、指定管理者、公益財団法人体育協会及び特定非営利活動法人黄金井倶楽部との協働により、市民に提供されています。

生活習慣病予防や解消には定期的に継続された運動の実践が有効です。そのためには、保健担当部門、高齢者担当部門との連携が必要となります。

(4) 青少年スポーツ

市では、少年少女野球教室、サッカーフェスティバル、土曜スポーツクラブ等を実施してきました。しかしながら、青少年の活動は二極化しており、スポーツをする子ども、しない子どもに分かれている状況です。スポーツをあまりしない、またはしない子どもに対して、スポーツの楽しさを体験してもらうことへのアプローチを積極的に行う必要があります。

また、小・中学校におけるスポーツ活動においては、小学校では一日の運動時間が少ない児童にとって、体育の授業が身体を動かすことのできる良い機会となることから、体育授業の一助とすべく、平成25年度から小金井市スポーツ推進委員が「ニュースポーツ出前教室」を行っています。この中では、主にドッヂビーという種目の練習から試合までを行っています。

(5) 高齢者スポーツ ※小金井市が独自に作成した介護予防体操

高齢者にとっては、スポーツ活動を通して仲間とコミュニケーションを図ることにより、生きがいづくりにつながることが期待されています。市内では、グラウンドゴルフ、ゲートボール、スポーツ吹矢等のスポーツに親しんでいます。また、いきいき健康スポーツ教室の開催、※さくら体操の普及に取り組んでいます。近年、いかに健康寿命を延ばすことができるかが話題となっていますが、保健、高齢者担当部門との連携により、健康保持・増進のためのスポーツ活動だけでなく、交流の場づくりから生きがいづくりにつなげられるようなスポーツの場が求められています。

(6) 障がい者スポーツ

障害者スポーツは、社会福祉協議会や各障がい者施設、公民館等でレクリエーション活動として行われているほか、総合体育館では、障害者（児）水泳教室、小学校の特別支援学級では先述の「ニュースポーツ出前教室」を行っています。スポーツ基本法により、障がいのある人がスポーツを行えることが保障され、基本理念が定められました。障がいのある人、ない人双方へ障がい者スポーツに関する情報提供、普及啓発等進め、さらに、障がいのある人が身近なスポーツを地域で親しめる環境を整える必要があります。そのために、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた施策の展開も含め、障がい者をサポートできる人材の育成、確保が求められています。また、施設のユニバーサル化を図ることが急務となっています。

第5章 基本目標を達成するための具体的な施策

1 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

(1) 子どものスポーツ活動への参加促進

子どものスポーツ活動は、ニーズの多様化等によりスポーツをする子どもとしない子どもの※二極化傾向が見られます。子どもの時期からスポーツ活動を行うことは、大人になってからもスポーツを続けることにつながります。運動を好まない子どもにも身体を動かすことへの楽しさ、スポーツへ関心を向けられるような事業の展開を図ります。また、若者についてはニーズの把握に努めます。

※平成24年1月30日中央教育審議会・スポーツ青少年分科会資料1-3 スポーツ基本計画の策定について（中間報告）・第3章今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策・1.学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

(2) 成人向けスポーツの推進

仕事や育児でスポーツから遠ざかってしまうことの多い働き盛り・子育て世代に向けてのスポーツ機会の創出は、生涯に渡ってスポーツを行ううえで非常に重要です。親子・家族でも行うことのできるスポーツ機会の充実を図ります。

(3) 高齢者スポーツの推進

継続してスポーツを行うことは、高齢者の健康保持・増進、生活習慣病の予防にも効果的であり、介護保険を必要とする状態とならないことや健康寿命を延ばすことにもなると考えられています。高齢者スポーツを推進するため、高齢福祉担当部門や関係団体、各種スポーツ団体と連携しながら事業の展開を図ります。

(4) 障がい者スポーツの推進

障がいのある人が身近にスポーツに親しめる環境づくりを進めるためには、指導者やボランティアをはじめ、障がい者スポーツを支える人材の育成・確保が重要となっています。今後は、スポーツ推進委員を中心に関係団体やボランティアの育成についても推進します。また、障がいのある方が使いやすい施設となるよう、環境整備も進めています。

2 スポーツ・運動を通した健康づくり

(1) 健康の維持・増進をするために

生活習慣病やメタボリックシンドロームなどを予防するためには、スポーツや運動が有効です。スポーツや運動をしないことの弊害や運動実践の方法と効果を分かりやすく解説する冊子の作成を検討するとともに、一層の情報提供や教室の開催を推進していきます。

スポーツの初心者やスポーツ・運動に苦手意識のある人等が参加しやすい事業を実施し、どのようなライフステージにいる人でも、スポーツの楽しさ、継続して運動することの大切さを知ってもらうことで、スポーツ実施率の向上を図っていきます。特にスポーツや運動から遠ざかっているといわれる世代（30歳代から50歳代の働き盛りの方、子育て中の方）のために、気軽に参加できるシステム（夜間の開催・保育の実施等）を推進します。また、体育の日に限らず、「スポーツ週間」等を設定し、スポーツ・運動への関心を高めてもらうとともに、実践を伴っていくような事業実施を推進します。また、市民のスポーツへ意識、実践状況の把握、次期計画作成のため、意識調査等を実施します。

(2) 子どもが気軽に参加できるイベント等の実施

スポーツや運動が苦手だという子どもの多くは、スポーツや運動の楽しみや達成感などを知らずに過ごしてきた子どもが多いことが考えられるため、誰もが気軽に参加できるスポーツのイベントを開催します。

3 スポーツ環境の充実

(1) だれもが気軽に参加できる各種事業の推進

スポーツや運動の苦手な人やスポーツを行う機会のない人でも、気軽に参加できるイベントの開催をスポーツ関連団体等と連携しながら検討します。また、人と人との交流につながるような事業の実施を推進します。

(2) スポーツ施設の整備

屋内施設については、老朽化が顕著になっています。公共施設等総合管理計画に基づき、安全で快適な市民がより使いやすい施設となるよう整備を進めています。野外施設については、専用の競技場がないなどの課題はありますが、施設の整備については、市民のニーズと負担のあり方を定期的に検証し、スポーツの実施率の向上に結びつけていけるよう計画的施設の改善を実施していきます。また、市内には公共スポーツ施設が不足していることから、市内の学校をはじめとする運動施設を利用できるよう、学校と連携を図りながら、協力体制づくりを推進します。

4 競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機と捉え、一流選手の技術に触れる機会を提供することで、意識及び技術力の向上を図ります。また、指導者の養成については指導者講習会等を行い、資質の向上に努めます。また、大会等で優秀な成績を収めた市民等を表彰し、今後の励みとしてもいます。

5 施策の実現に向けた推進体制

(1) 教育委員会の役割

少子・高齢社会の進展、健康志向の高まりなどに伴い、幅広い年齢層にわたり、ライフステージに応じたスポーツ活動への要求が高まっています。また、近年、特に健康づくりを視点とした活動が求められており、保健・福祉との事業連携はスポーツ推進のキーワードとなっています。そこで教育委員会は、保健・福祉関係機関と連携して市民のスポーツ活動を支援していきます。高齢者スポーツの推進、障がい者スポーツの推進、また、健康施策については、それぞれ市の担当部門や関係団体と教育委員会が連携を図る必要があります。そこで、スポーツを担当する部署がコーディネーターの役割を果たし、市民スポーツを推進していきます。

(2) スポーツ推進委員協議会の役割

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法により、体育指導員からスポーツ推進委員へ改変され、新たに、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整についても担うこととされました。現在、学校と連携し体育授業でのニュースポーツ出前教室を実施しているほか、土曜スポーツクラブ等を積極的に展開しています。今後は、地域の各種団体との連携し、地域のスポーツ活動を推進していくコーディネーターとして期待されています。

(3) 公益財団法人 小金井市体育協会の役割

小金井市における体育運動の振興に大きな役割を果たしている小金井市体育協会は、加盟団体の育成強化に努めるとともに、市民の健康・体力づくりの推進に寄与しています。今後は、更なる生涯スポーツ活動の担い手として、期待されるところです。

(4) 特定非営利活動法人 黄金井倶楽部の役割

平成18年に設立された総合型地域スポーツクラブ「黄金井倶楽部」は、小金井市ある唯一の地域スポーツクラブです。スポーツイベントのほか、歴史を探訪するような文化的な事業も行っています。平成28年に10周年を向かえ、今後、更に市民に認知され、市民が手軽に参加しやすい活動が展開さ

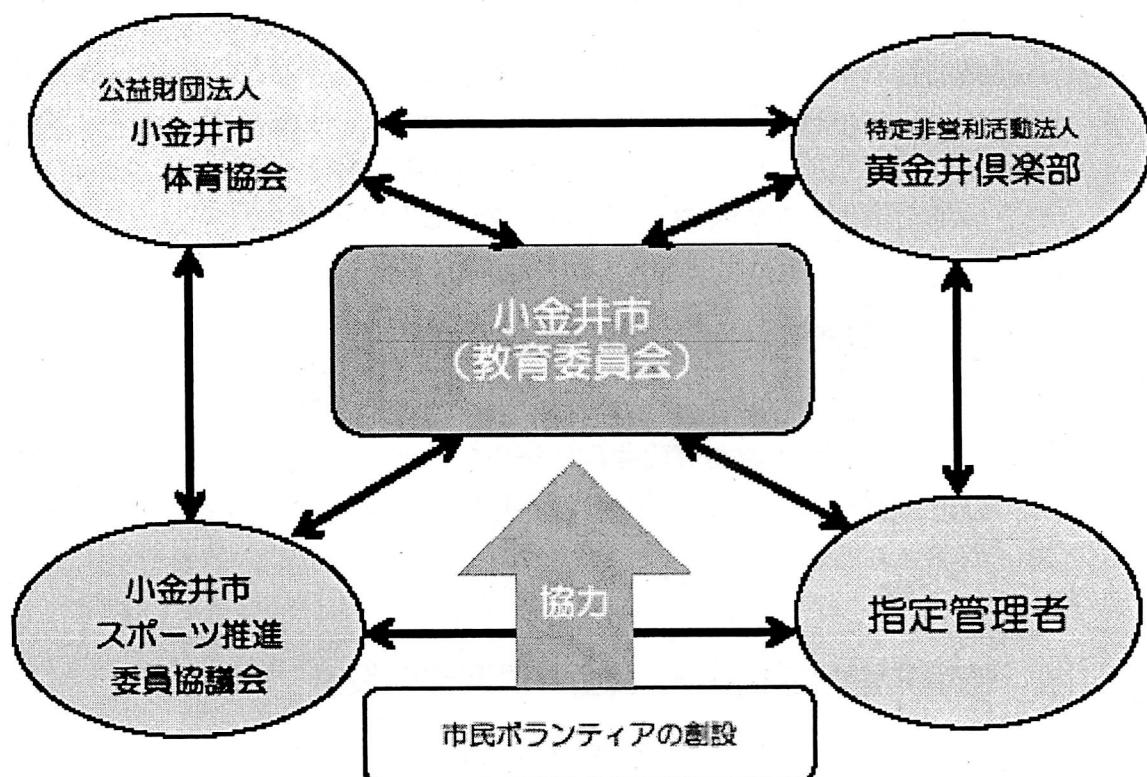
れることが期待されています。

(5) 指定管理者の役割

指定管理者は、市から施設管理の権限の付与を受け、自主事業等民間のノウハウを発揮しつつ、教育委員会やスポーツ関係団体と連携を図ることにより、市民が利用しやすい施設の運営が期待されています。

(6) スポーツ推進の連携図

小金井市教育委員会・小金井市が中心となり、公益財団法人小金井市体育協会、特定非営利活動法人黄金井倶楽部、指定管理者、小金井市スポーツ推進委員協議会の5者で連携しながら、スポーツの推進を実現していきます。また、市民ボランティアの創設を推進し、必要な箇所へ入り協力を行っていただきます。



資料編

① 小金井市スポーツ推進計画策定委員会での審議経過

本計画は、国のスポーツ基本法に基づく、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画の作成に務めることとされていることから、小金井市独自の計画となるよう、小金井市スポーツ推進策定委員会を設置し、策定作業を進めてきました。また、平成28年12月26日から平成29年1月25日までに、意見公募手続き（パブリックコメント）を実施しました。

② 小金井市スポーツ推進策定委員会

小金井市スポーツ推進策定委員

任期：平成28年10月20日～平成29年3月31日

(※：平成28年11月17日～平成29年3月31日)

役 職	氏 名	所 属
委員長	植田 征司	T A C ・ F C 東京・T G T S 共同事業体 (指定管理者・総合体育館館長)
副委員長	田中 幸夫	東京農工大学大学院工学研究院先端健康科学部門教授
委 員	安東 和義	公益財団法人小金井市体育協会専務理事
委 員	秋澤 恵子	特定非営利活動法人黄金井倶楽部 アシスタントクラブマネージャー
委 員	田澤 英徳	小金井市スポーツ推進委員協議会会長
委 員	石井 晴美	デイステーション涼風管理者・作業療法士
委 員	雨宮 安雄	公益社団法人東京都身体障害者団体連合会スポーツ部長
委 員	千本木勘博	市民公募
委 員	宮崎 英子	市民公募
委 員※	早瀬 圭代	市民公募

③ 小金井市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツに関する施策、施設整備及び団体との協働等を計画的に推進する小金井市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、市民をはじめ、関係団体等から多様な意見を聴取し、施策の方向性の検討等を行うため、小金井市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) スポーツ振興における施策の方向性の検討等に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が協力を依頼し、又は任命する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 関係団体等が推薦する者 6人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) その他教育長が必要と認めた者

2 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協力を依頼され、又は任命された日から平成29年3月31

日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は、公開とする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会における庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(報告)

第9条 委員会は、検討結果を教育委員会に報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

④ 小金井市のスポーツ施設

施設名	住 所	施設内容
総合体育館	関野町1-13-1 (都立小金井公園内)	大体育室、小体育室、柔道場、剣道場、幼児体育室、第一・二・三会議室、ランニング走路、温水プール、トレーニング室、
栗山公園健康運動センター	中町2-21-1	温水プール、機能回復室、フィットネスルーム、トレーニングルーム
上水公園運動施設	桜町2-2-31	グラウンド2面、クレーテニスコート2面
市テニスコート場	小平市上水南町3-12-32	全天候型コート7面、クラブハウス(更衣室、シャワー室、談話室)

⑤ スポーツ基本法（抜粋） (平成23年法律第78号)

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取れるができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を 図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し 及び実施する責務を有する。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い关心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

⑥ スポーツに関する意識調査（スポーツ実施率等調査）

1. 調査結果の概要

(1) 調査目的

平成 26 年度から毎年 5 月の最終水曜日に実施しているチャレンジデー事業を通じて、市民のスポーツに対する意識や実施率等を把握し、スポーツ推進のための計画策定の基礎資料とともに、今後のスポーツ振興の参考とすることを目的とする。

(2) 調査方法

①調査対象

小金井市在住の 18 歳以上の男女個人

②調査対象抽出方法

住民基本台帳から層化二段法による無作為抽出（性別、年代、地域別）

③実施方法

調査票の郵送及び郵送での回収によるアンケート調査

④調査期間

調査票発送：2015 年 9 月 4 日

調査票回収：2015 年 9 月 18 日～2015 年 9 月 24 日

(3) 調査回収状況

調査対象数	2,000 件
回収数	636 件
回収率	31.8%

(4) 調査結果の見方

①グラフの中の「n =」は、質問に対する回答者数を表している。

②結果数値（パーセント）は、小数点第 2 位を四捨五入しており、合計が 100%にならないこともある。

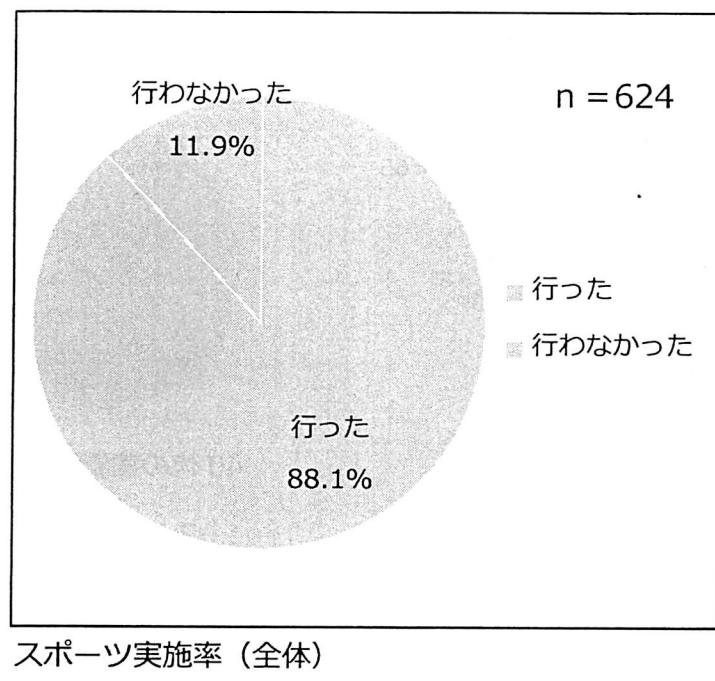
2. 運動・スポーツの実施率について

この 1 年間にスポーツを行った人の中で、40 代、60～70 代の割合が高く、行った運動・スポーツ種目別では、男女共にウォーキング、ランニング、ジョギングの割合が高くなっている。身近な場所で一人でも気軽にできる種目が共通して上位を占めている。成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は 59.4 % となっており、国の計画が定める目標値の 65 % 程度より低い状況にあります。また、働き盛りの

40代が低い値を示しています。スポーツを行う場所は、公共のスペース（公園、道路、山など）が最も多く、市内の公共スポーツ施設は、約13%の使用率となっています。

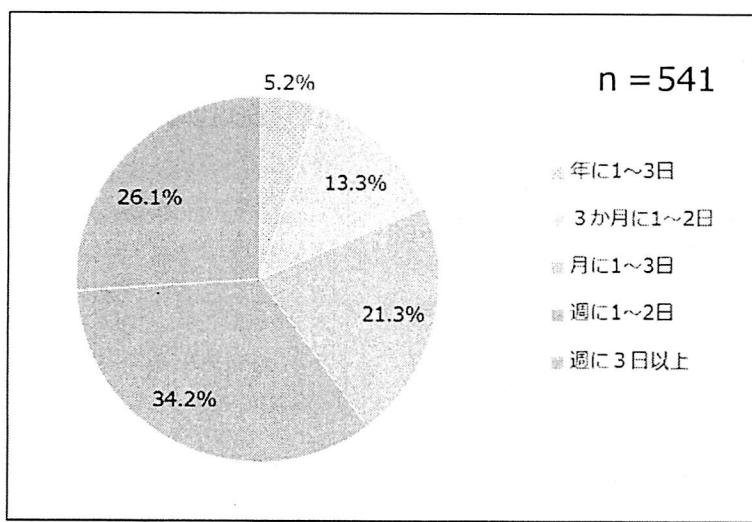
(1) この1年間で運動・スポーツを行ったか。

約60種のスポーツを列挙し、当てはまるスポーツを一つ以上選択した場合「行った」として集計した。※学校の体育の授業として行ったものや、職業として行ったものを除く。

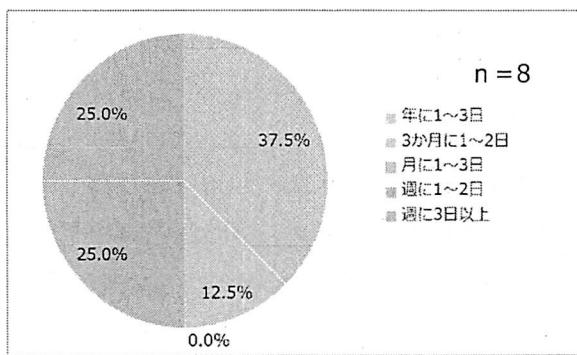


スポーツ実施率（全体）

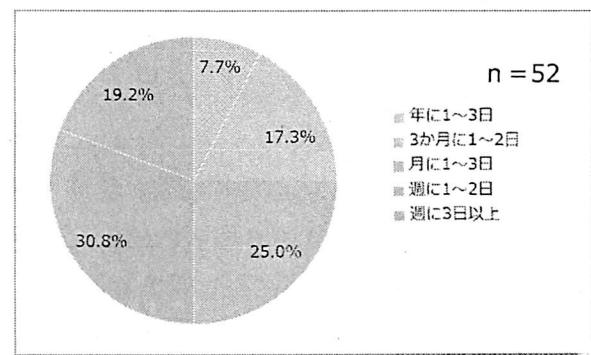
(2) 年代別の運動・スポーツ実施頻度



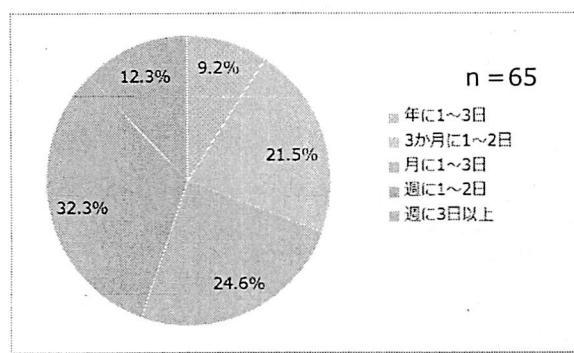
実施日数（全体）



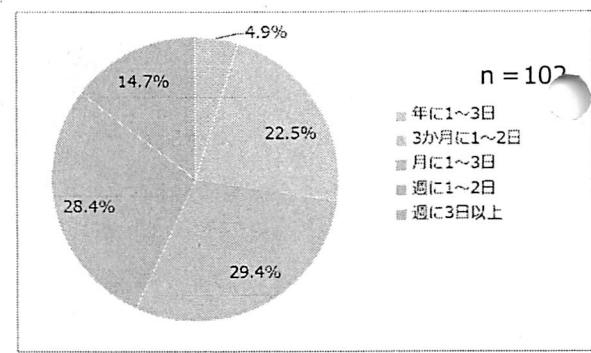
10代の実施日数



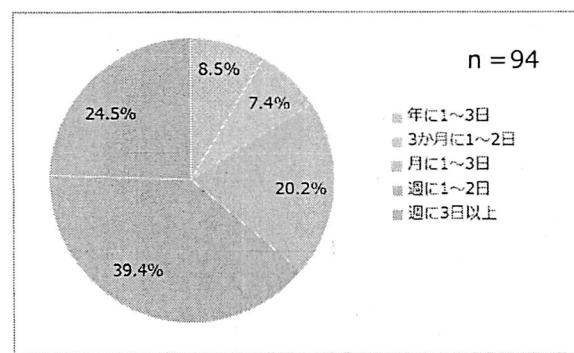
20代の実施日数



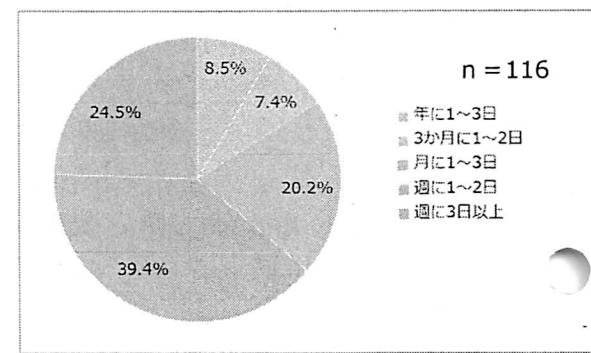
30代の実施日数



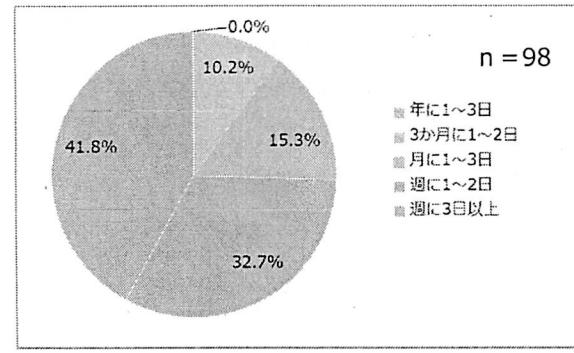
40代の実施日数



50代の実施日数



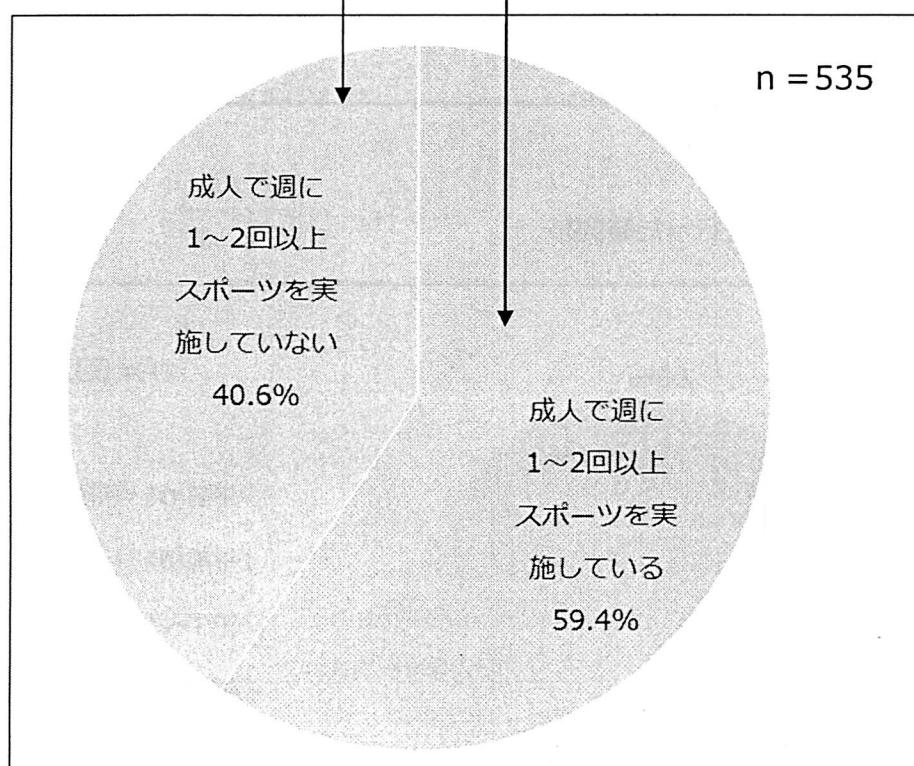
60代の実施日数



70歳代以上の実施日数

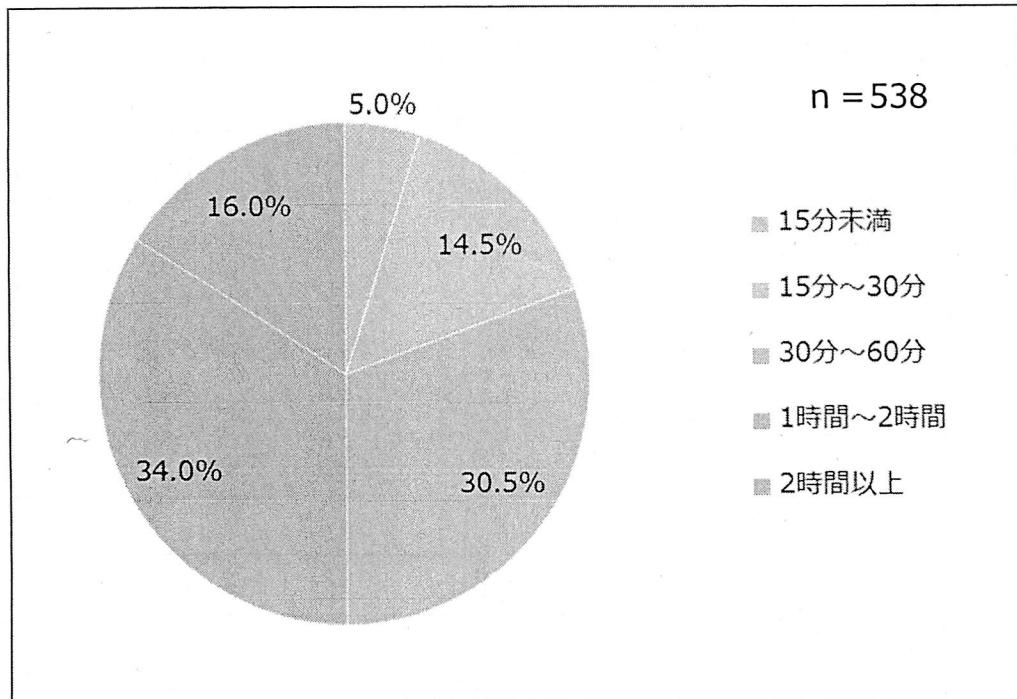
(人)

	年に1~3日	3か月に1~2日	月に1~3日	週に1~2日	週に3日以上
10代	3	1	0	2	2
20代	4	9	13	16	10
30代	6	14	16	21	8
40代	5	23	30	29	15
50代	8	7	19	37	23
60代	2	8	20	46	40
70歳以上	0	10	15	32	41



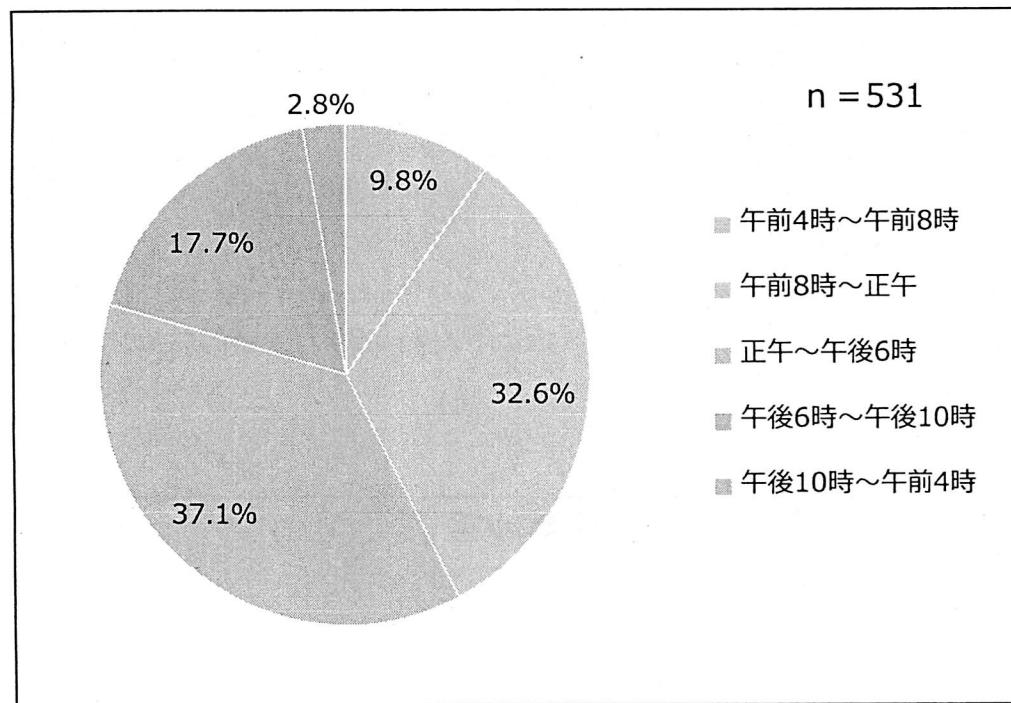
週に1~2回以上のスポーツ実施の比率

(3) 運動・スポーツを行った1回あたりの時間



実施時間 (全体)

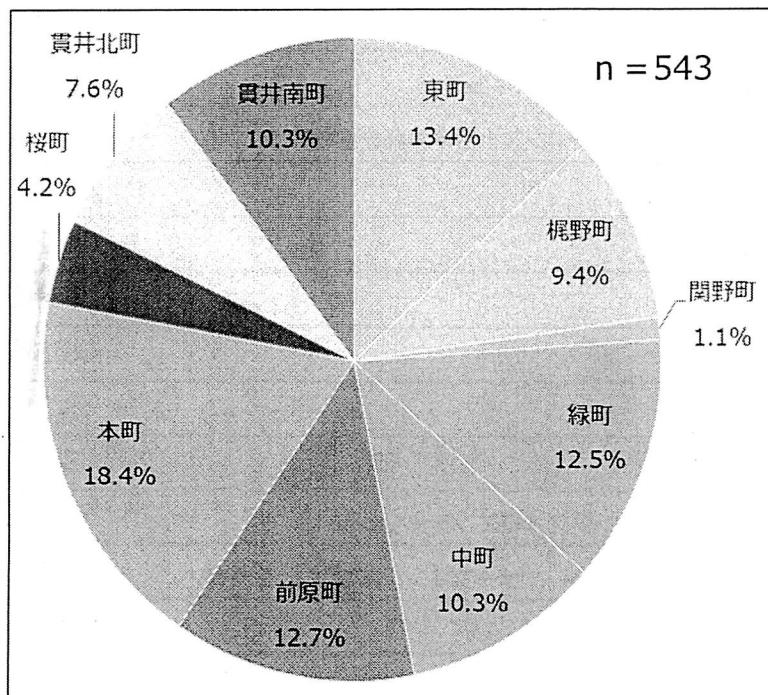
(4) 運動・スポーツを行った時間帯



実施時間帯 (全体)

(5) 地域別の運動・スポーツの実施率

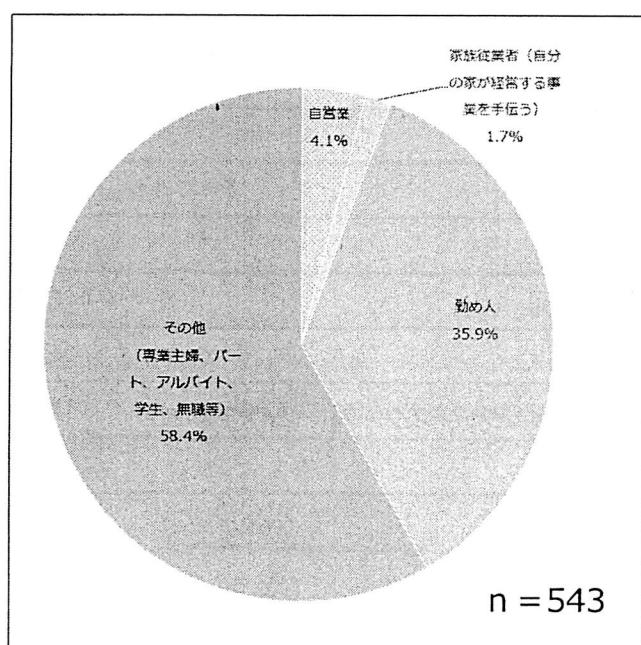
約 60 種のスポーツを列挙し、当てはまるスポーツ一つ以上選択した場合「行った」として集計した。



運動・スポーツを行った人の地域別の割合

(6) 職業別の運動・スポーツの実施率

約 60 種のスポーツを列挙し、当てはまるスポーツ一つ以上選択した場合「行った」として集計した。



運動・スポーツを行った人の職業別の割合

(7) この1年間に行った運動・スポーツの種目

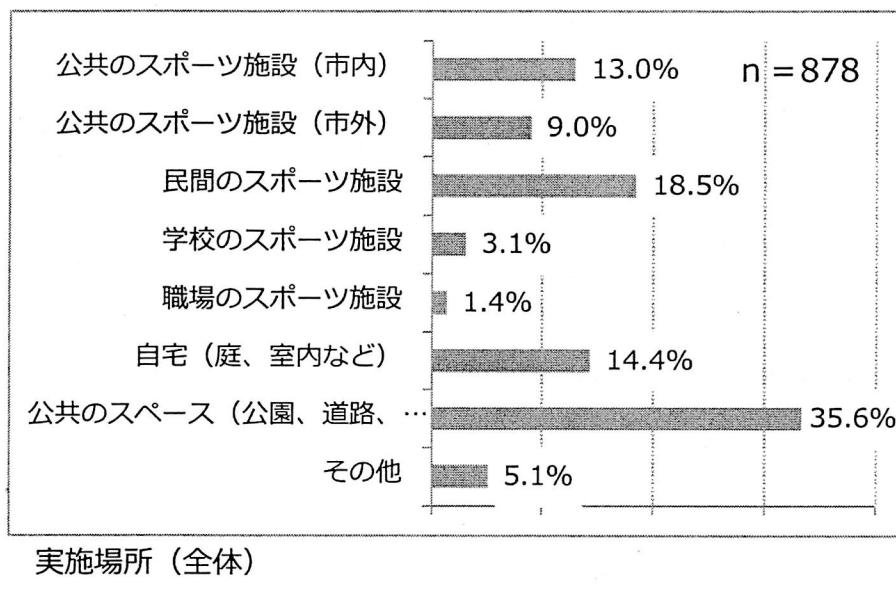
種目	n = 620 男性	n = 871 女性	n = 1,491 合計
体操（ラジオ体操、職場体操、エアロビクス、縄跳び、ヨガを含む）	7.7%	18.8%	14.2%
ウォーキング（散歩などを含む）、ランニング、ジョギング	24.0%	28.2%	26.5%
ダンス（フォークダンス、ジャズダンス、社交ダンス、日本舞踊を含む）	0.2%	3.0%	1.8%
ボウリング	5.2%	2.5%	3.6%
ゲートボール、グラウンドゴルフ	0.2%	0.3%	0.3%
水泳	7.4%	5.3%	6.2%
室内運動器具を使ってする運動	6.5%	4.5%	5.3%
キャッチボール、ドッジボール	3.2%	1.3%	2.1%
スキー、スノーボード、スケート	3.7%	2.5%	3.0%
登山、キャンプ、オートキャンプ、ハイキング、オリエンテーリング	7.7%	6.9%	7.2%
ボート、ヨット、スキーバイキング、カヌー、サーフィン、ほか水上スポーツ	1.1%	1.0%	1.1%
ゴルフ	6.9%	2.8%	4.5%
グライダー、スカイダイビング、ハンググライダー、パラグライダー	0.0%	0.1%	0.1%
サイクリング、モーター（サイクル）スポーツ	4.4%	4.2%	4.3%
陸上競技	1.1%	0.7%	0.9%
柔道、剣道、空手、合気道、居合道、太極拳	1.9%	0.9%	1.3%
相撲、ボクシング、レスリング	0.0%	0.1%	0.1%
弓道、アーチェリー	0.2%	0.8%	0.5%
ラクロス、ホッケー	0.0%	0.0%	0.0%
野球、ソフトボール	2.4%	0.7%	1.4%
サッカー、フットサル、ラグビー	4.0%	0.8%	2.1%
バレーボール、バスケットボール、ハンドボール	0.8%	1.3%	1.1%
テニス、ソフトテニス、バドミントン、卓球	6.0%	5.7%	5.8%
ニュースポーツ（ボッチャ、キンボール、フライングディスク、スポーツ吹き矢ほか）	0.3%	0.5%	0.4%
その他	1.6%	1.1%	1.3%
スポーツは行わなかった	3.4%	5.9%	4.8%

3. 運動・スポーツの施設利用について

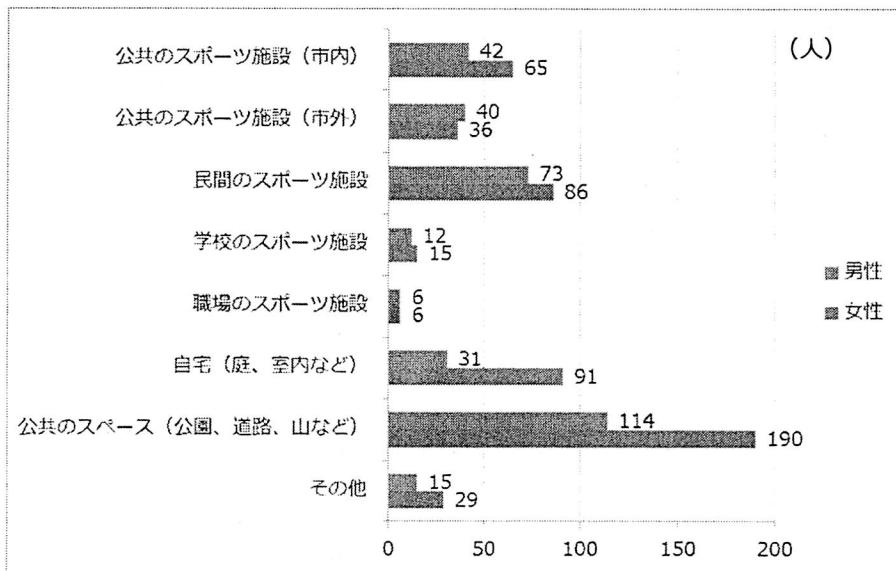
スポーツを行う場所として、ウォーキングやジョギングに親しむ傾向が多いことから、公園、道路、山などの利用が多い。次いで立地条件の良い民間スポーツ施設の利用が多い結果となった。

現在、無料で利用されている上水公園運動施設についての有料化に伴う料金設定については、低い水準で設定すべきとする割合が高く、既に有料となっている総合体育館及び栗山公園健康運動センターの利用料については適正となっている。ただ、市内の公共のスポーツ施設の利用率は13%に留まった。

(1) 運動・スポーツを行った場所（複数回答）

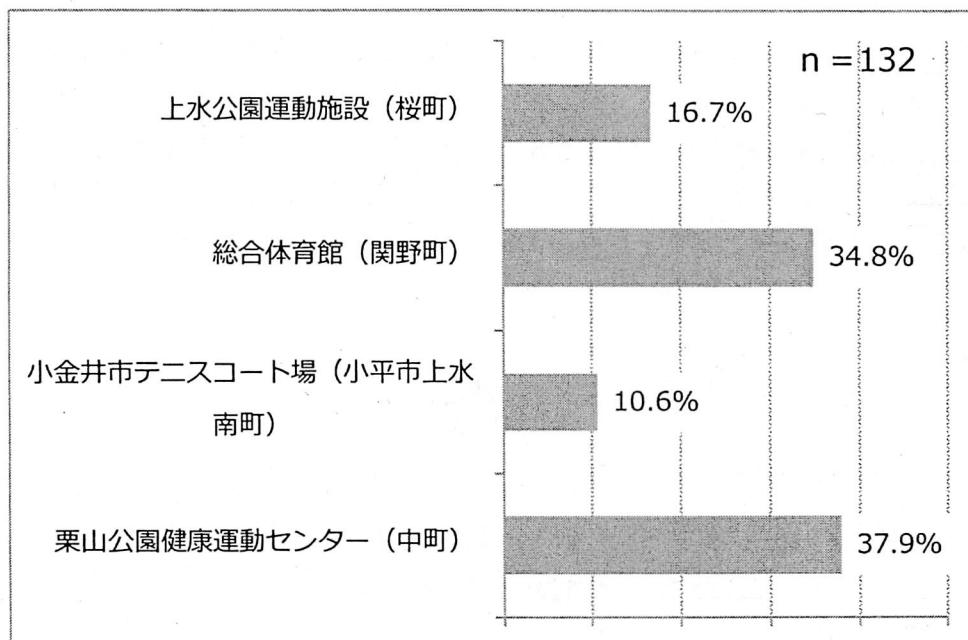


実施場所 (全体)



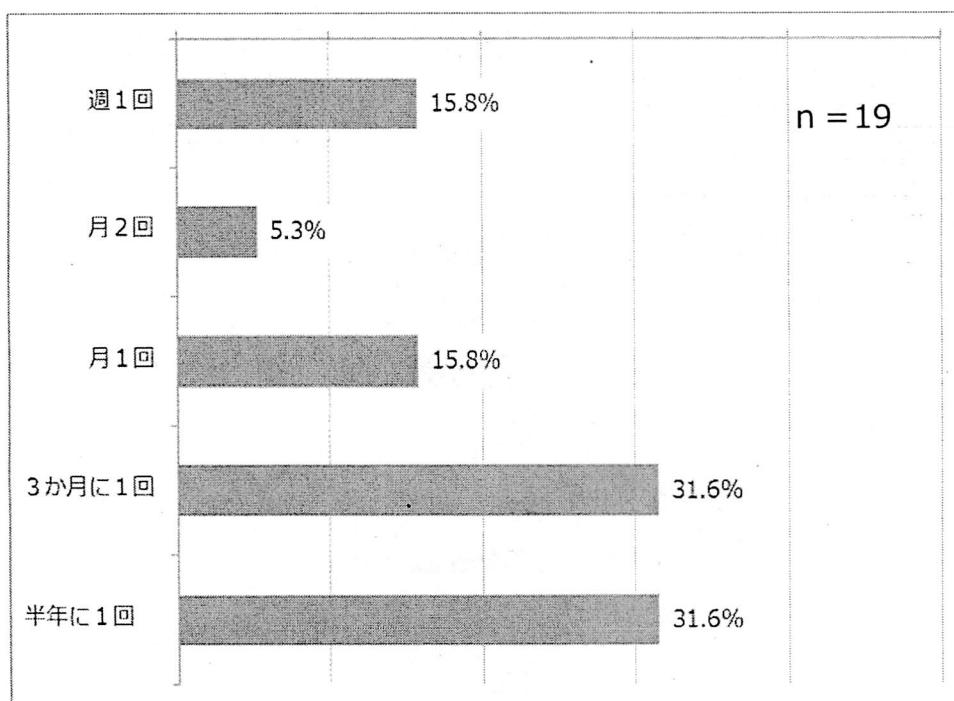
実施場所 (性別・件数)

(2) 運動・スポーツを行った公共スポーツ施設（複数回答可）



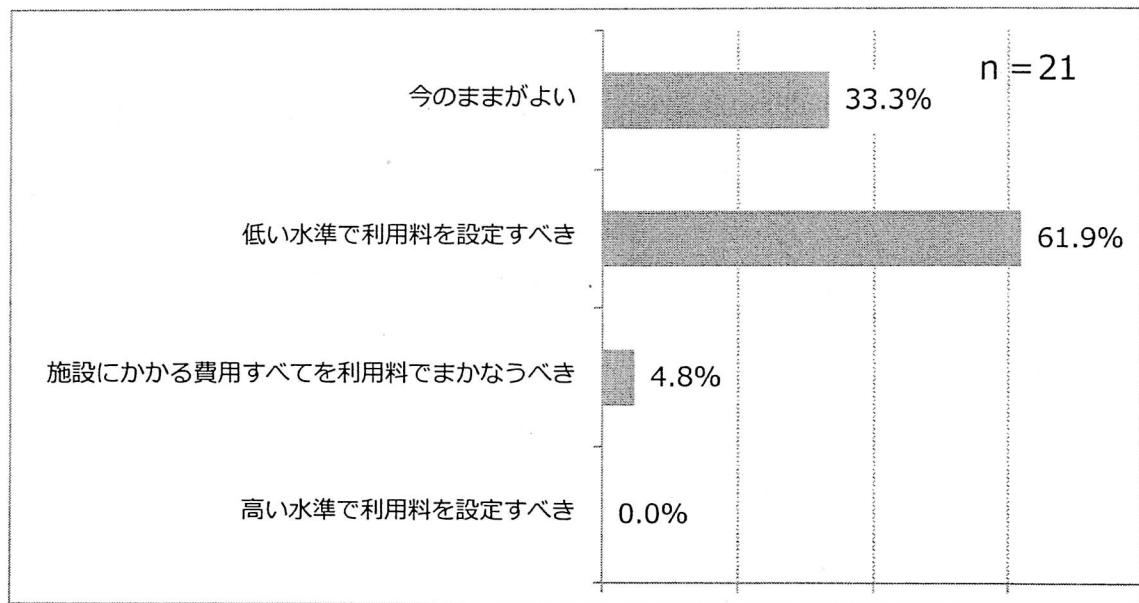
実施施設（全体）

(3) 「上水公園運動施設（桜町）」の利用頻度

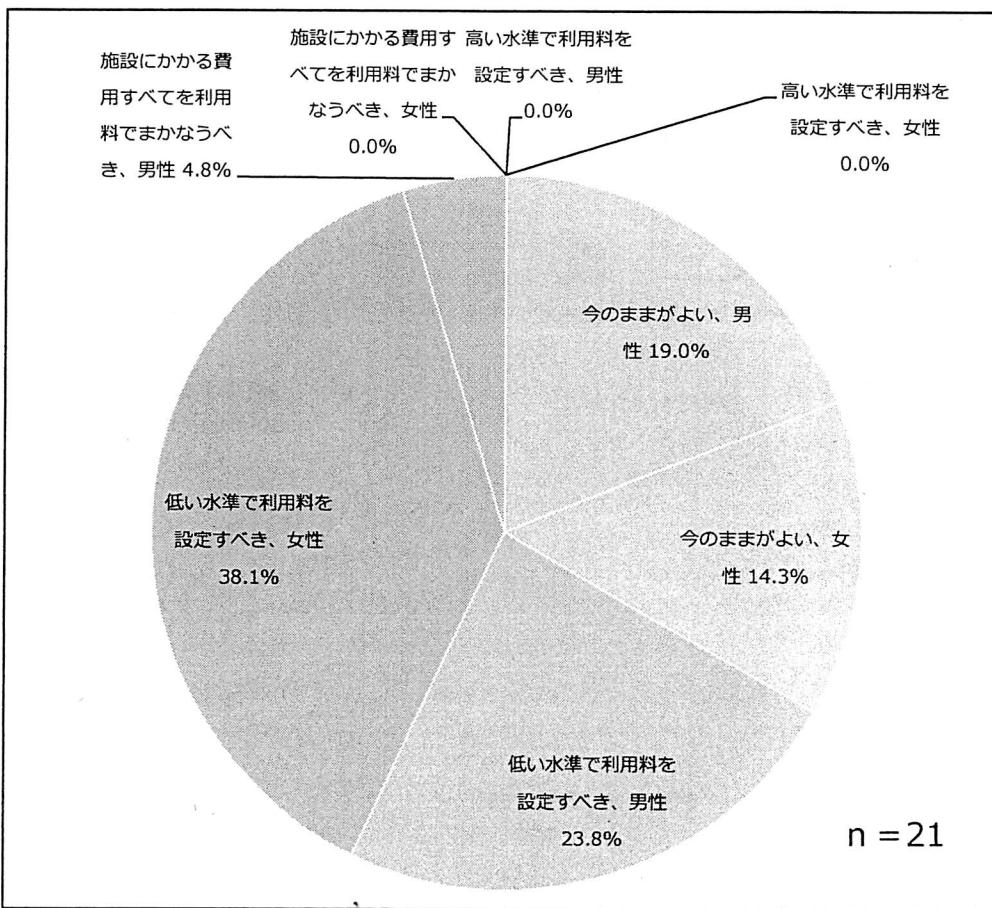


「上水公園運動施設（桜町）」の利用頻度（全体）

(4) 「上水公園運動施設（桜町）」が有料化になった場合

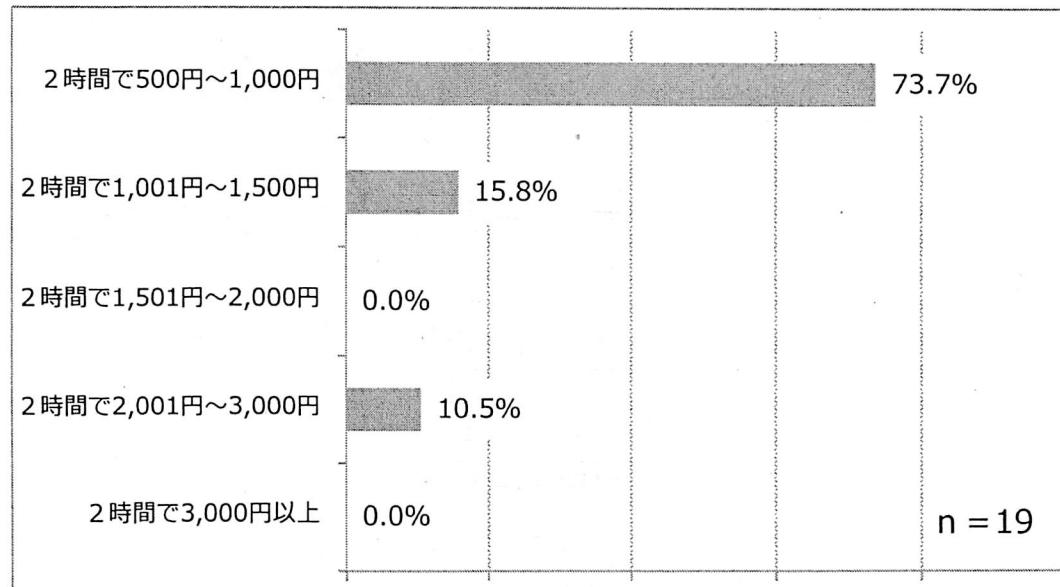


「上水公園運動施設（桜町）」が有料化になった場合（全体）

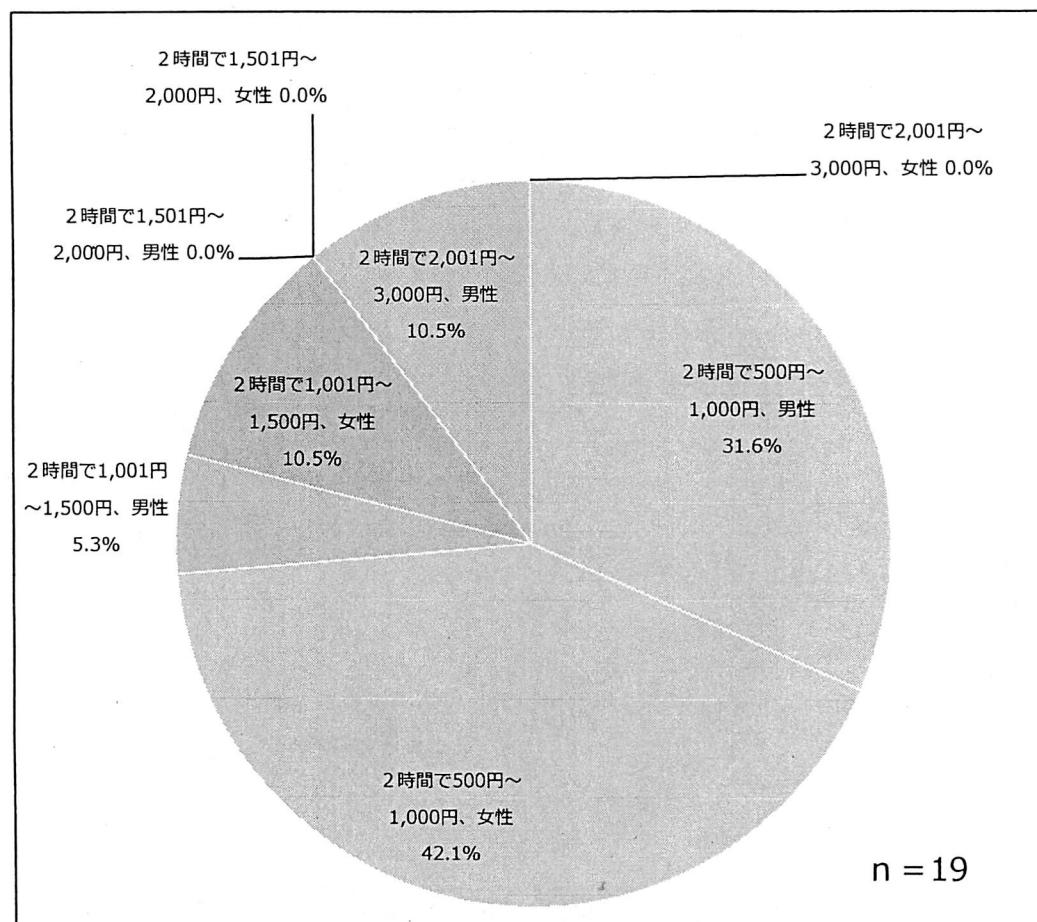


「上水公園運動施設（桜町）」の有料化になった場合（性別・割合）

(5) 「上水公園運動施設（桜町）」が有料化になった場合の利用料水準について

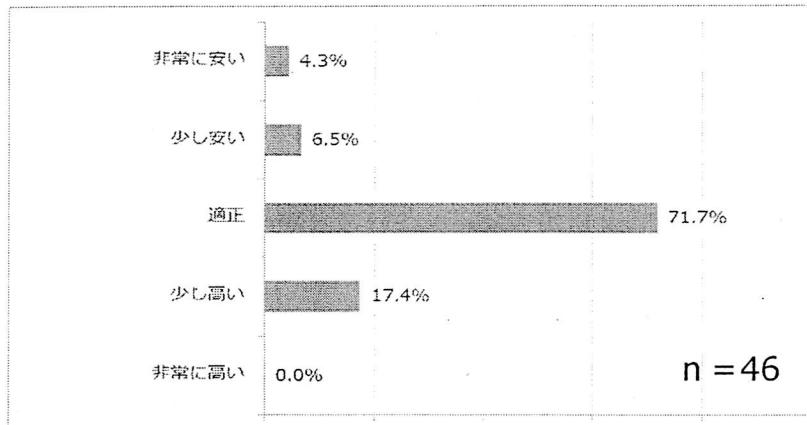


「上水公園運動施設（桜町）」が有料化になった場合の利用料水準（全体）



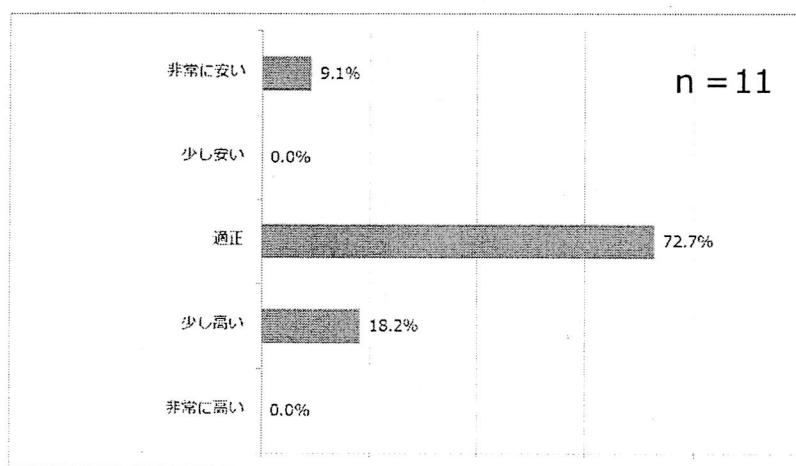
「上水公園運動施設（桜町）」が有料化になった場合の利用料水準（性別・割合）

(6) 「総合体育館（関野町）」の利用料水準について



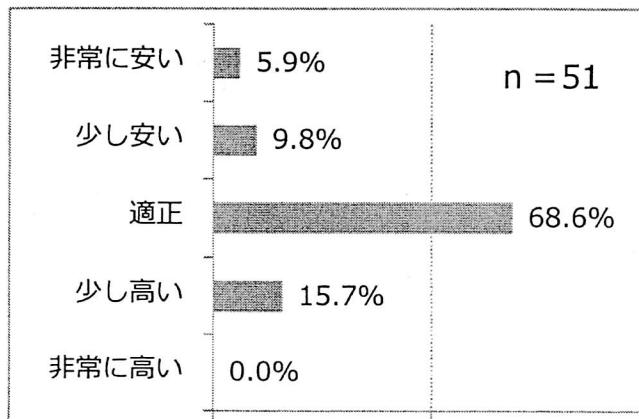
「総合体育館（関野町）」の利用料水準について（全体）

(7) 「小金井市テニスコート場（小平市上水南町）」の利用料水準について



「小金井市テニスコート場（小平市上水南町）」の利用料水準について（全体）

(8) 「栗山公園健康センター（中町）」の利用料水準について



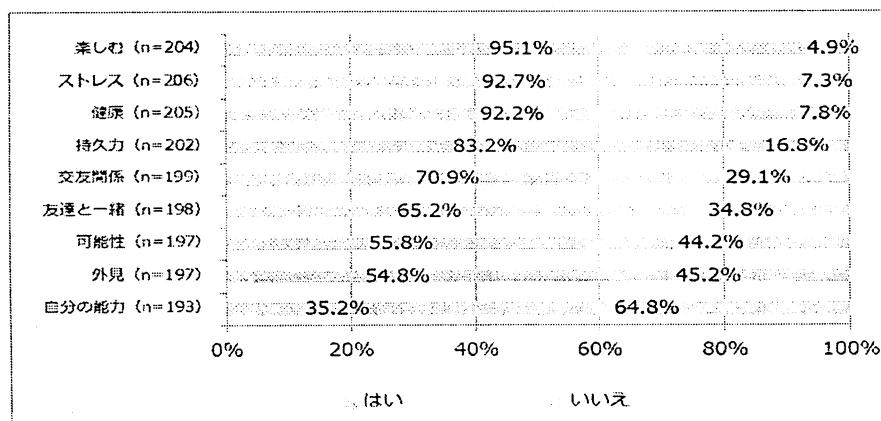
「栗山公園健康センター（中町）」の利用料水準について（全体）

4. スポーツの考え方について

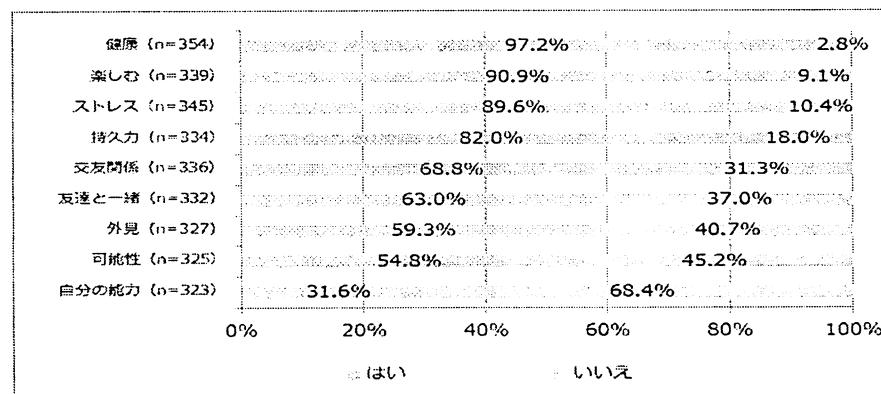
スポーツをすることのメリットとして、健康になるため楽しみながら、ストレス解消の健康重視の傾向が見られる。男女共に全身の持久力増進が求められている。男性では可能性に挑戦、女性では楽しむことを念頭において行っていることを示している。また、スポーツをしないときの主な理由として「十分な時間がない」、「無精である」の回答が多い結果となり、身体を動かす余裕がないことが浮き彫りとなつたが、スポーツへの関わり方の意識についての回答中、スポーツをしたい（続けたい）という回答が83.5%と高くなっている。

※83.5%とは、P30のA.スポーツをしたい（続けたい）の「とても思う」「そう思う」の合計。

（1）スポーツをすることの利点

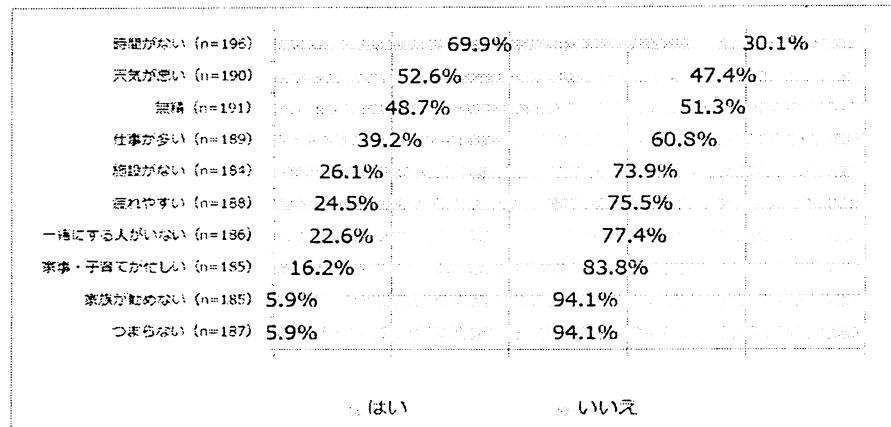


スポーツをすることの利点（男性）

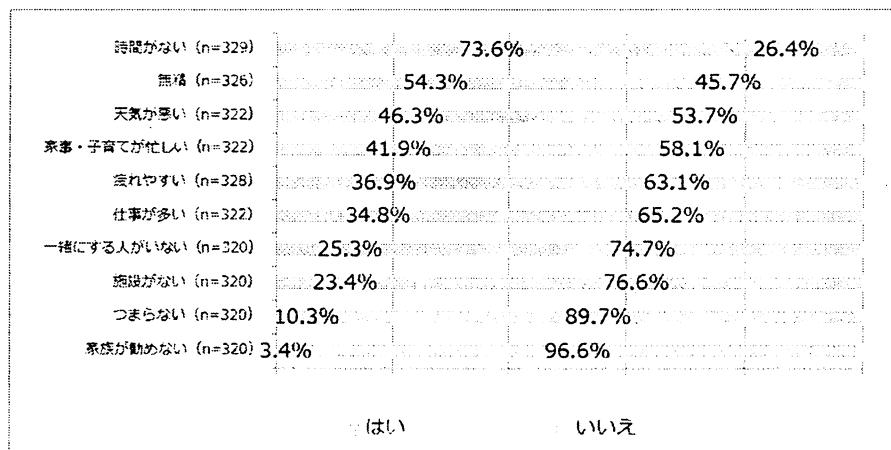


スポーツをすることの利点（女性）

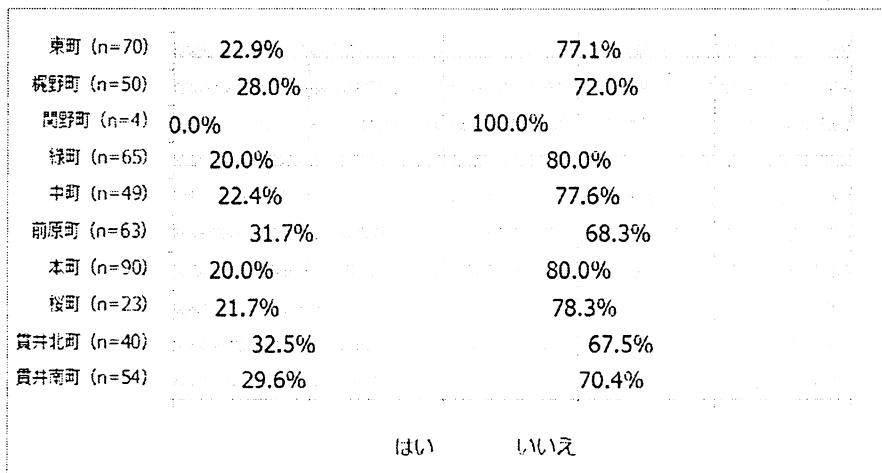
(2) スポーツをしないときの主な理由



スポーツをしない時の理由（男性）



スポーツをしない時の理由（女性）

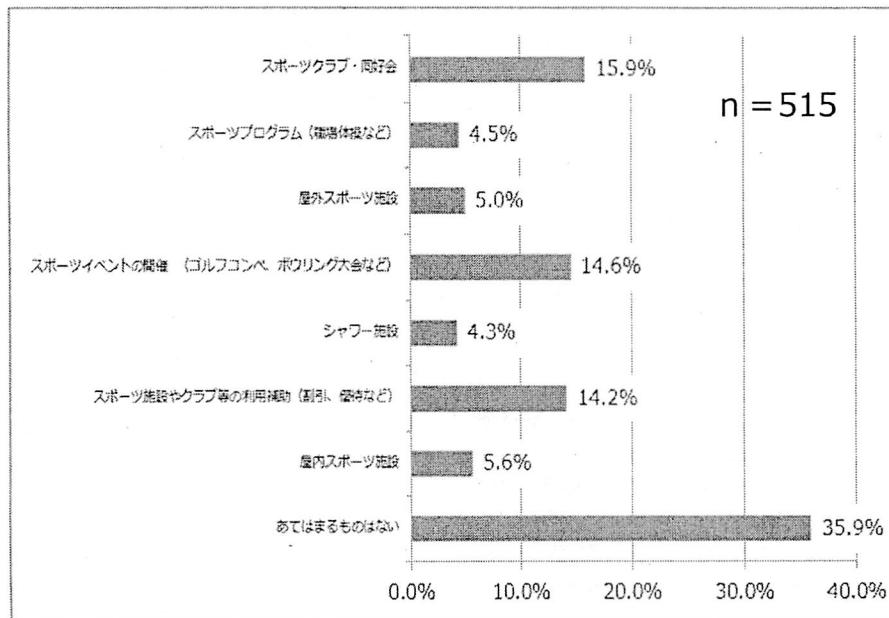


スポーツをしない時の理由：施設がない（地域別）

5. 運動・スポーツをするための環境について

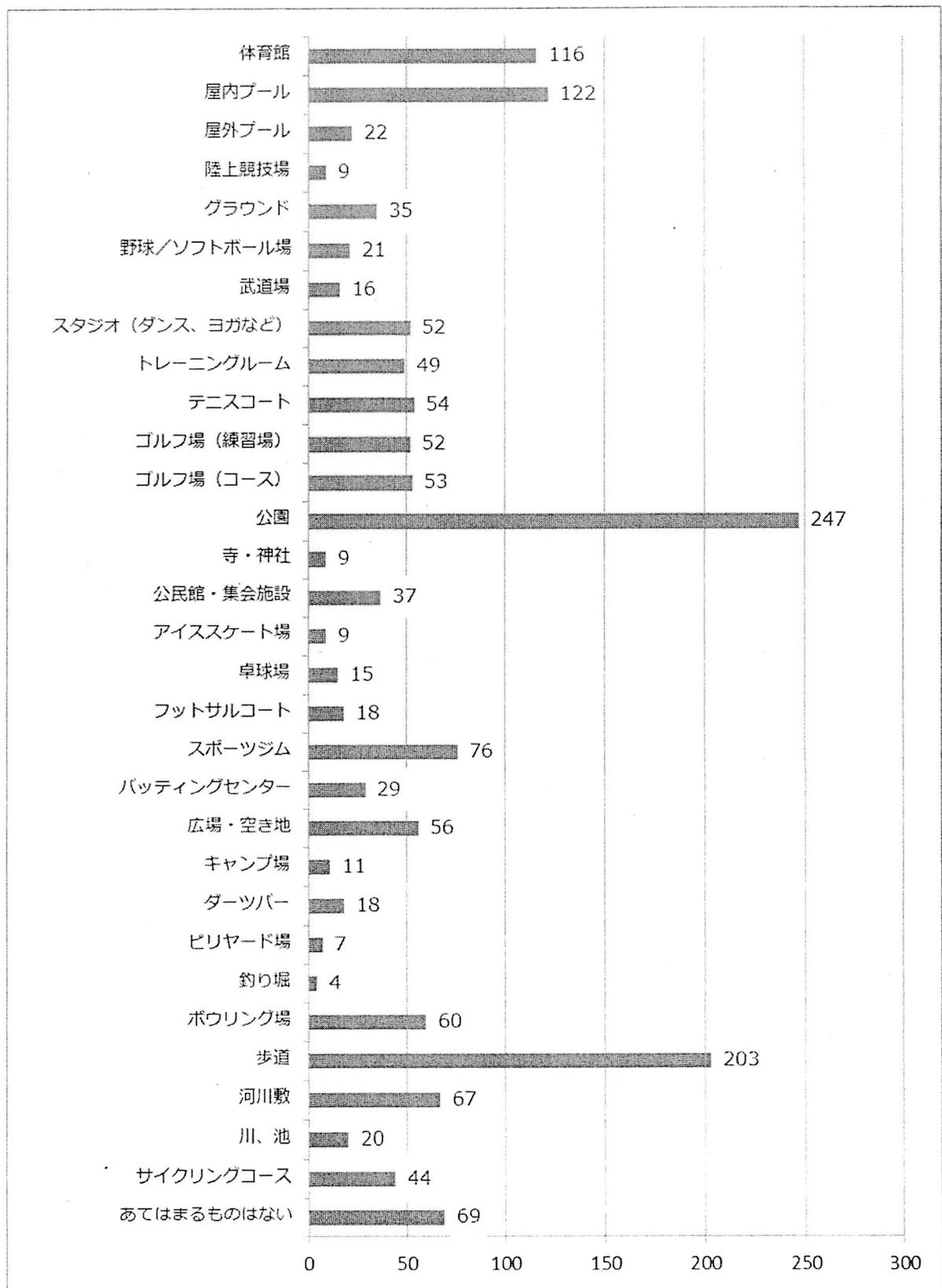
職場での運動・スポーツ環境は、「スポーツクラブ・同好会」が16%となってい
るが、スポーツに関する環境・設備等「あてはまるものはない」が圧倒的に高くなっ
ている。公園や歩道を利用しての運動・スポーツを行う傾向にある。

(1) 職場での運動・スポーツ環境について（複数回答）



(2) 利用施設について（複数回答）

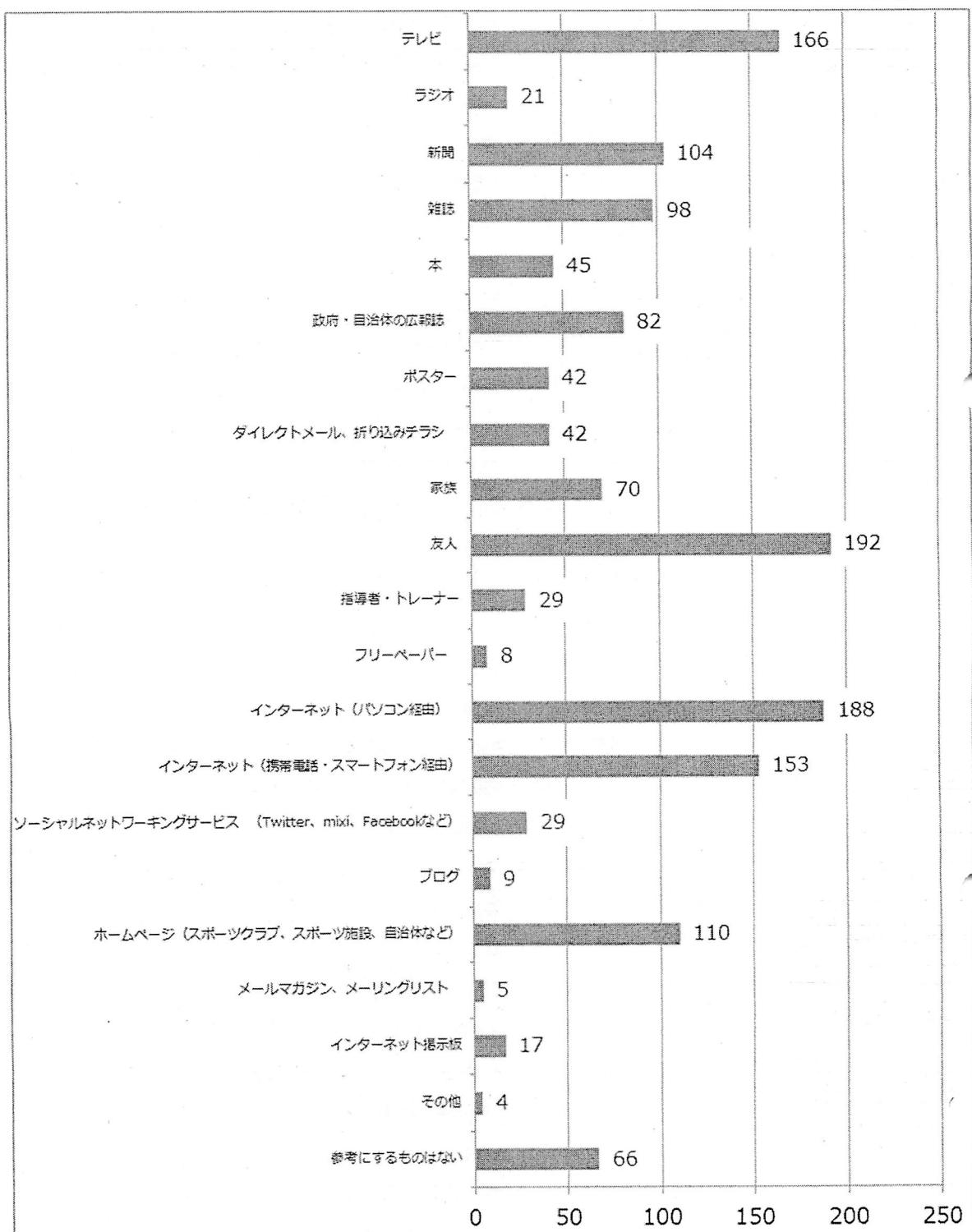
(人)



利用施設について

(3) スポーツをするための情報収集について、参考にしているメディア（複数回答）

(人)



情報収集について

6. スポーツへの関わり方の意識について

「スポーツをしたい（続けたい）」、「自分の子どもにスポーツをさせたい」、「スポーツ観戦（直接またはテレビで）をしたい」の回答が高い半面、「スポーツを指導したい」、「スポーツに関わるボランティアをしたい」が低くなっている。

（1）スポーツへの関わり方の意識について

（人）

	とても そう思う	そう思う	あまりそ う 思わない	全くそ う 思わない
A.スポーツをしたい（続けたい）	266 (44.5%)	233 (39.0%)	75 (12.5%)	24 (4.0%)
B.スポーツ観戦（直接、またはテレビで）をしたい	176 (29.6%)	251 (42.3%)	124 (20.9%)	43 (7.2%)
C.やろうと思えばいつでもスポーツができる	99 (16.9%)	242 (41.2%)	185 (31.5%)	61 (10.4%)
D.スポーツと一緒にする仲間がいる	86 (14.6%)	180 (30.5%)	203 (34.4%)	121 (20.5%)
E.スポーツを指導したい	15 (2.6%)	30 (5.1%)	146 (25.0%)	393 (67.3%)
F.スポーツニュースに关心がある	117 (19.7%)	243 (40.9%)	143 (24.1%)	91 (15.3%)
G.自分の子どもにスポーツをさせたい	213 (37.1%)	247 (43.0%)	60 (10.5%)	54 (9.4%)
H.スポーツに関わるボランティアをしたい	18 (3.1%)	91 (15.5%)	243 (41.4%)	235 (40.0%)

7. まとめ

スポーツ・運動を行う、また、継続させるためには、身近な場所で気軽にを行うことができる環境が整備されているかが、この調査で浮かび上がるポイントとなる。実施種目は、調査の傾向として、ウォーキング、ランニング、ジョギングの割合が高くなっている。小金井市は北に都立小金井公園、玉川上水側道、南に都立武蔵野公園等、自然に恵まれた環境があるので、スポーツ実施率も60%となっていることが裏付けられていると言える。ただ、スポーツをしたい、続けたいと考えている割合が高い半面、「十分な時間がない」等の理由により、行えない環境にある人へのスポーツを行い易い環境整備が、スポーツ実施率を向上するためには重要と考えられる。また、働き盛り世代への動機付けとして、トップアスリートの試合観戦や交流等「きっかけづくり」が必要と考えられる。

小金井市スポーツ推進計画

平成29年 月

発 行 小金井市教育委員会

編 集 小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課

〒184-8504 小金井市前原町3-41-15

電話 042-386-2462

市立小中学校施設等管理業務の委託化について

1 業務概要

小中学校施設等管理業務は、小中学校校舎、学童保育所（学校敷地内併設型）の管理であり、主な業務は施設巡視、火気及び戸締り点検、外来者・電話対応、施設利用者立会い、学校及び校庭開放対応などである。

【勤務時間】

平日：16：30～22：00

休日： 8：30～22：00

(A 勤務8：30～16：55 B 勤務16：00～22：00の交替制)

2 委託化への経緯

現在、市内14校の施設等管理業務は1校あたり2人、合計28人の非常勤嘱託職員により運営されている。非常勤嘱託職員はその任用に関する要綱により、1年以内の雇用と4回の更新（最長5年間）かつ65歳に達するまでが任用期間となっており、平成28年度末で9人の雇用終了が確定していたため、この大量の欠員にあたり財政効果等を勘案したところ、市直営方式から委託化への移行することが適当と判断されたことから、4年間をかけた委託化を決定したもの。

- ・平成28年 8月中旬 庶務課内で委託化の検討開始
- ・平成28年 9月下旬 理事者協議
- ・平成28年10月下旬 非常勤職員組合と合意
- ・平成28年12月1日 平成28年第4回市議会定例会に予算上程

3 委託化スケジュール（予定）

平成29年度4校（一中、二中、東中、緑中）

平成30年度4校（学校は未定）

平成31年度2校（　〃　）

平成32年度4校（　〃　）

※平成30年度以降の委託校数は非常勤の雇用情勢により変更の可能性あり。

4 財政効果試算（平成28年度当初予算比）

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
非常勤報酬	42,141	25,284	16,856	0
委託料	15,006	30,012	37,515	52,521
合計	57,147	55,296	54,371	52,521
平成28年度予算	59,540	59,540	59,540	59,540
財政効果額	2,393	4,244	5,169	7,019

※平成30年度以降の非常勤報酬及び委託料の額は、平成29年度予算額より試算

5 その他

この度の委託化は、現行業務をそのまま直営方式から委託方式に変更するものであり、児童・生徒等に影響がでることは一切ない。今後、校長会を通じて学校へ説明し、平成28年度内に業者と契約を締結し、適切な引継ぎを行ったうえ、確実な委託化を進めるものである。

教育委員会の今後の日程

平成29年1月10日

会議名	日時	場所	出席者
東京都市町村教育委員会 連合会第3回理事会 第2回理事研修会	1月13日(金) 午後2時30分	東京自治会館 大会議室	鮎川委員
小金井教育の日	2月8日(水) 午後2時00分	小金井第一小学校 体育館	全委員
平成29年 第2回教育委員会定例会	2月14日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
中学校卒業式	3月17日(金)	各中学校	全委員
小学校卒業式	3月24日(金)	各小学校	全委員
平成29年 第3回教育委員会定例会	3月28日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年度 第2回総合教育会議	3月28日(火) 午後4時00分	801会議室	全委員